

事業概要

令和元年版

【本編】



東京都北多摩北部建設事務所

ま え が き

東京都北多摩北部建設事務所は、北多摩北部の 10 市（立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市）を所管区域としています。その総面積は約 151km²で、東京都全体の約 7%を占めており、区域の基幹的な都市施設である都道 38 路線（延長約 228km）、及び一級河川 8 河川（延長約 47km）を管理しています。

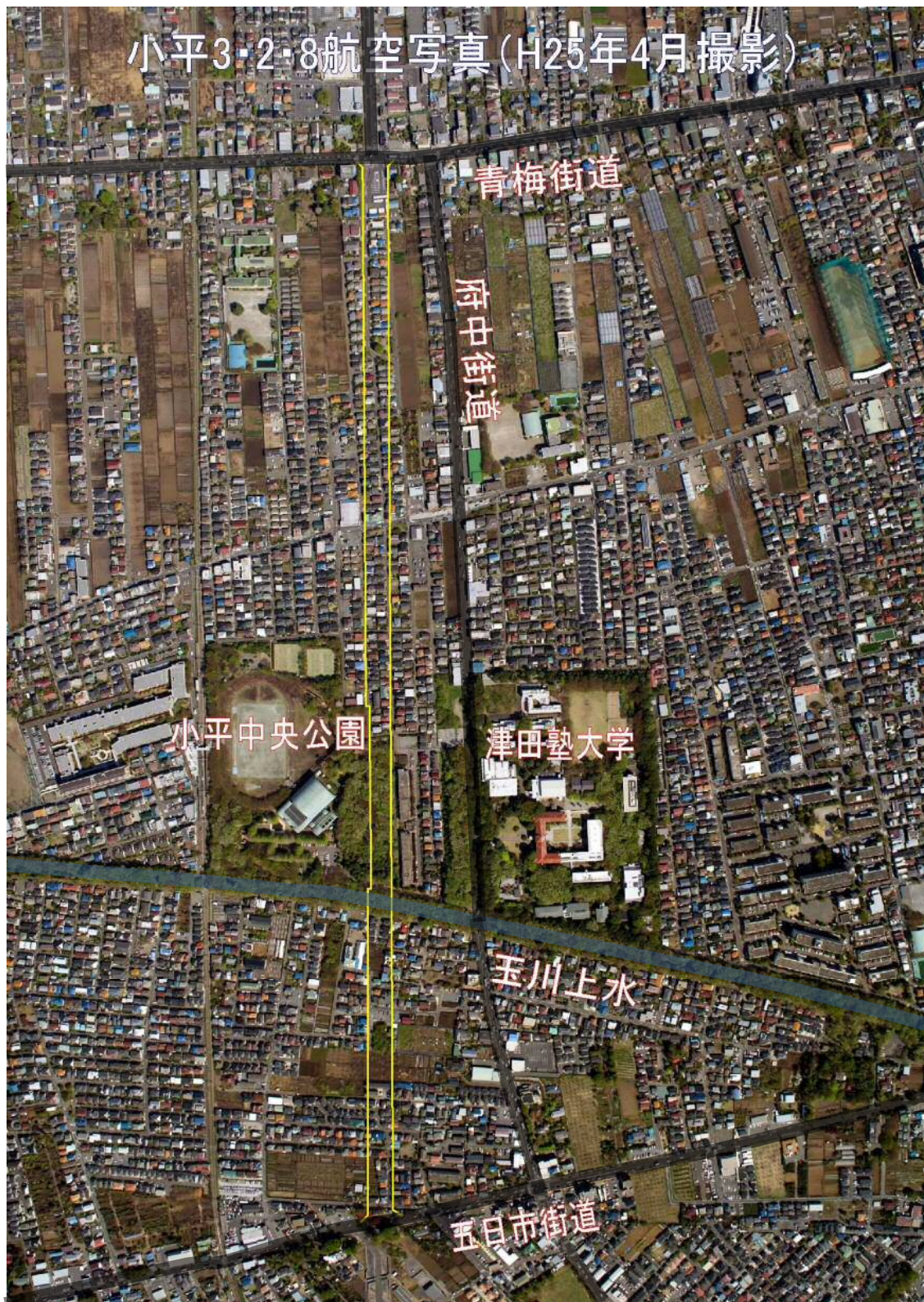
この地域は、昭和 30 年代後半から高度成長とともに都市化が著しく進展しましたが、急激な人口増加による市街化の進展と交通量の増大により道路・河川などの都市基盤整備の水準は未だ十分とはいえません。

建設局では、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」を踏まえ、2020 年東京オリンピック・パラリンピックとその後の東京を見据え、都市基盤の効果的・重点的な整備と無電柱化の推進・インフラの多機能利用など効率的・計画的な維持・管理とともに高度防災都市づくりの実現に向けた施策を展開し、持続的に発展する東京の都市づくりを進めています。

当建設事務所では、局事業を積極的に推進し、豊かな自然を活かした活力と魅力あふれる北多摩北部の実現のために、地域と密接に連携し、道路・河川の着実かつ効果的な整備と適正な維持管理に、職員一丸となって取り組んでまいります。

街路の整備事業

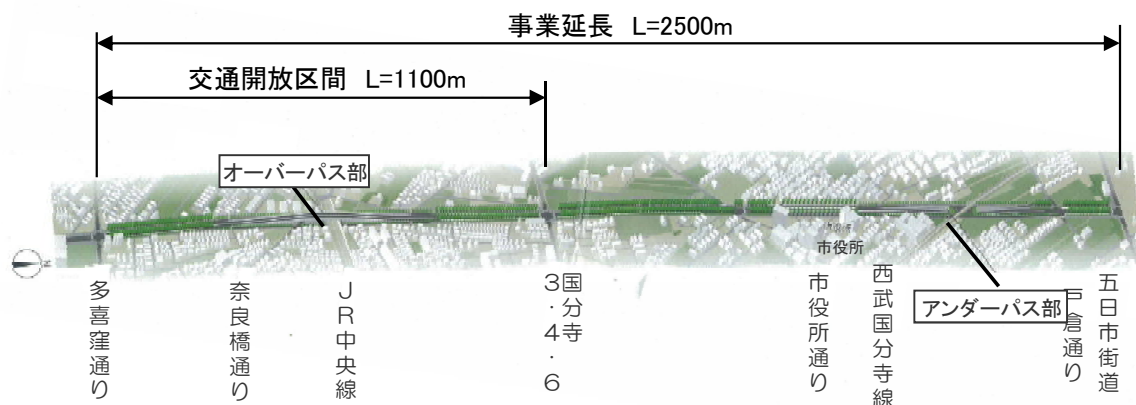
小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線



〔事業期間：平成25年7月30日～平成32(令和2年)年3月31日〕

街路の整備事業

国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線



平成29年3月16日(木)14時交通開放



環境施設帯整備後

交通安全施設の整備事業

歩道設置事業 全生園
(都道4号:東村山市青葉町一丁目から同市青葉町二丁目)



〔整備後〕



〔整備前〕

路面補修事業

路線名 : 主要地方道新宿青梅線(第5号)

工事場所 : 東大和市中央町三丁目地内から同市蔵敷三丁目



街路樹植栽事業

路線名 : 主要地方道八王子武蔵村山線(第59号)

工事場所 : 武蔵村山市伊奈平一丁目から同市榎一丁目



長寿命化事業

路線名 : 主要地方道八王子武蔵村山線(第59号)多摩大橋通り

工事場所 : 昭島市中神町二丁目から同市福島町二丁目

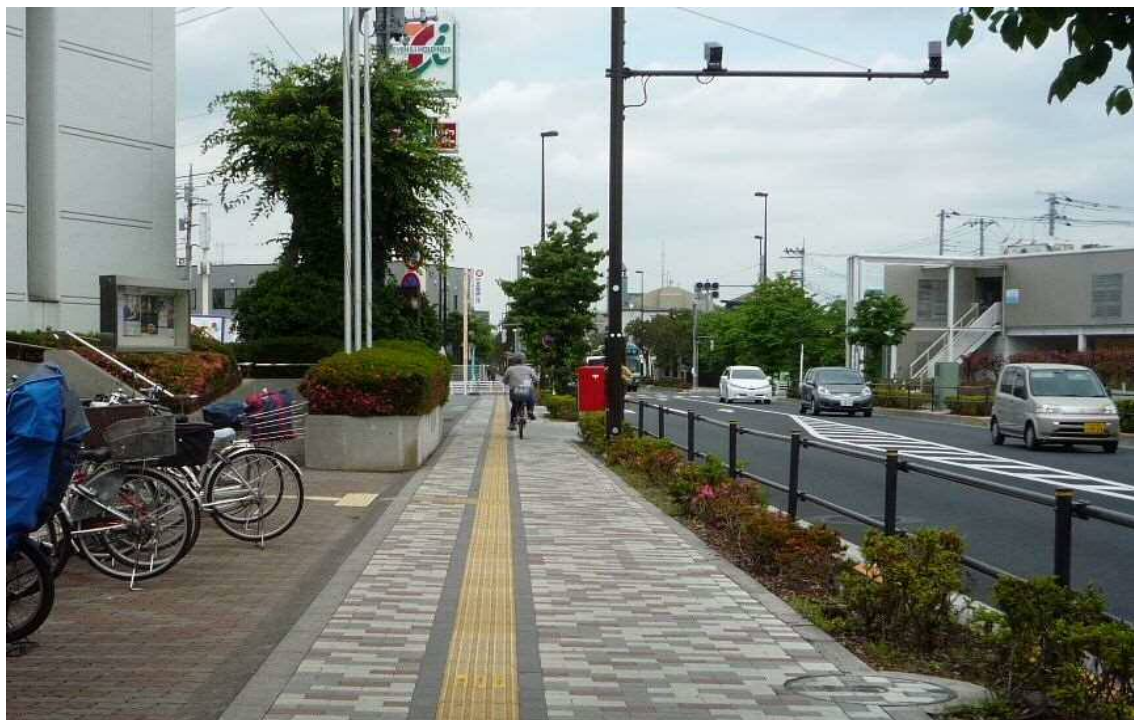


(和田橋)

無電柱化事業

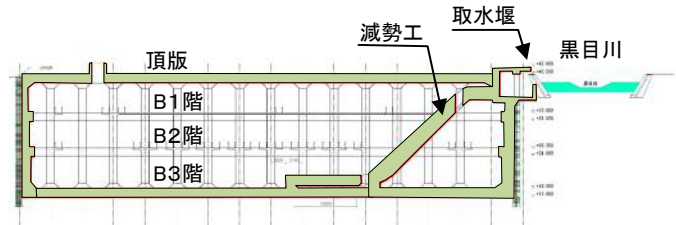
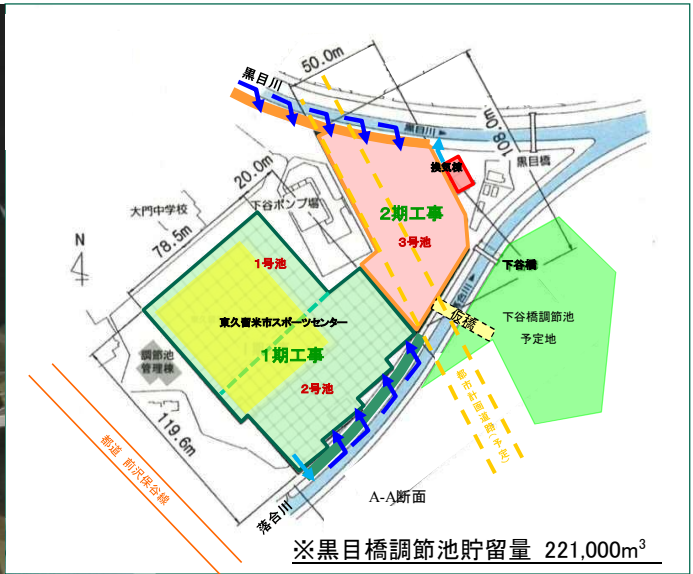
路線名 : 一般都道前沢保谷線(第234号)

工事場所 : 東久留米市中央町一丁目から同市本町四丁目



河川整備事業

黒目川黒目橋調節池工事(第2期)



〔東久留米市神宝町一丁目～大門町二丁目〕

残堀川調節池工事



〔公園復旧後〕

〔旧昭和記念公園内調節池〕

〔昭島市もくせいの杜三丁目〕

空堀川河床整備工事



〔清瀬市中里二丁目 三郷橋上下流〕

空堀川旧川整備工事



〔東大和市奈良橋五丁目 丸山一の橋付近〕

目 次

I 概 要

1 北多摩北部建設事務所の概要	1
2 事務所の機構	2
3 事業の概要	7

II 道 路

1 道路の現況	10
2 道路の管理	10
3 道路の維持補修	19
4 道路・街路の整備事業	28
5 交通安全施設整備事業	45

III 河 川

1 河川の現況	49
2 河川の管理	50
3 中小河川整備事業	51
4 その他の河川事業	57
5 市民との協働	59

IV 事業用地管理事務

V その他の事業

1 市町村土木補助事業	61
2 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業	62
3 道路愛護活動	62

資 料 編

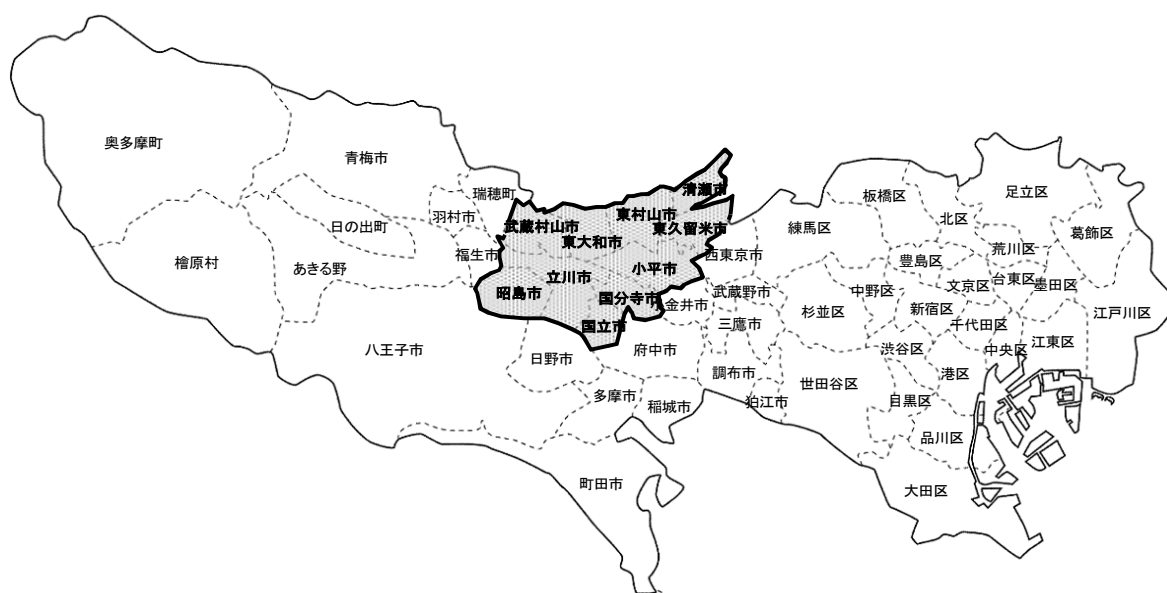
I 概 要

1 北多摩北部建設事務所の概要

(1) 事務所の所管区域

北多摩北部建設事務所の所管区域は東京都の北多摩北部に位置し、西には瑞穂町、福生市と、東には西東京市、小金井市、府中市と、南には多摩川を挟んで八王子市、日野市と、北側は埼玉県に接している。

所管しているのは、立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市の10市である。



(2) 面積と人口

表－1 面積と人口

平成31年4月1日現在(東京都総務局「東京都の人口(推計)」による。)

地域 区分	管 内	多 摩 部	区 部	都 全 体	都全体 との比率	多摩部 との比率
面 積 (km ²)	150.81	1,159.81	627.57	2,193.96	6.87%	13.00%
世 帯 数	540,425	1,961,021	5,086,401	7,060,221	7.65%	27.56%
人 口 (人)	1,187,121	4,263,210	9,597,128	13,885,101	8.55%	27.85%
人口密度 (人/km ²)	7,872	3,676	15,293	6,329	—	—

※ 所管管内の各市の詳細は、「資－1 面積と人口」を参照。

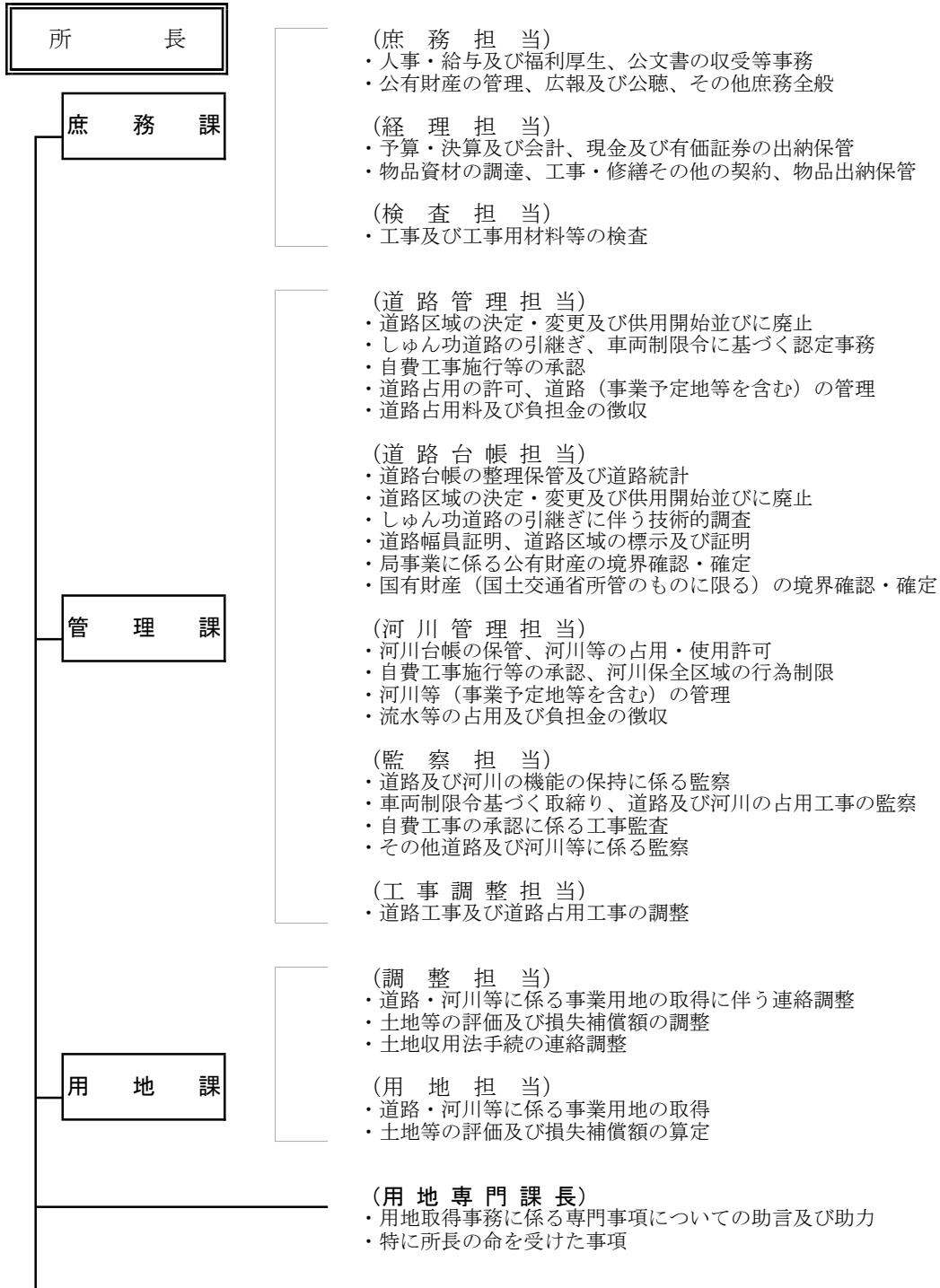
2 事務所の機構

(1) 沿革

- 大正 9年 5月 1日 北多摩郡役所（北多摩郡府中町9264番地）内に「東京府府中土木出張所」を併設する。
- 昭和17年 6月30日 北多摩郡役所及び東京府府中土木出張所を廃止する。
- 昭和17年 7月 1日 東京府北多摩地方事務所を設置し、その土木課として発足したが改修工事部門は三多摩工事事務所として立川市錦町に新設独立し、西多摩、南多摩、北多摩の全地域を所管する。
- 昭和18年 8月 1日 都制施行に伴い、東京都北多摩地方事務所土木課に名称変更し、北多摩全域を所管する。その後、三多摩工事事務所の廃止に伴い、改修工事部門を併合する。
- 昭和39年 8月 1日 土木課が北多摩地方事務所から分離独立し、東京都北多摩建設事務所として新たに発足する。
- 昭和48年 4月 1日 建設局の組織改正により北多摩建設事務所と第三特定街路建設事務所を廃止し、立川市ほか9市を所管する北多摩北部建設事務所を立川市柴崎町（現在地）に、また、調布市ほか7市を所管する北多摩南部建設事務所を府中市内に分割して設置する。
- 昭和63年 4月 1日 多摩都市モノレール道の整備を進めるため、上記10市のほか、多摩、八王子、日野の3市を所管区域とするモノレール課を新設する。
- 平成元年 4月 1日 南北道路の計画調査を進めるため、三鷹、武蔵野、調布、保谷、田無、府中、福生の7市を所管区域とし、課の名称を道路モノレール課と改める。
- 平成 2年 4月 1日 道路モノレール課を廃止し、道路モノレール用地課、道路モノレール工事課を設置する。
- 平成 3年 4月 1日 多摩都市モノレール事業並びに多摩南北道路の計画調査を推進するため、東京都道路モノレール建設事務所を立川市錦町に設置する。
- 平成 7年 6月19日 北多摩北部建設事務所、道路モノレール建設事務所の合同庁舎として新庁舎が立川市柴崎町（現在地）に完成する。
- 平成13年 4月 1日 道路、河川事業の見直しにより、用地第一課、用地第二課を統合し用地課となる。
- 平成16年 4月 1日 都庁機構改革による管理工区の再編により、5工区から小平、立川、東村山の3工区となる。

(2) 組織と分掌事務

組織は、所長のもとに、副所長（庶務課長兼務）、6課、1専門課長、43課長代理（担当）3工区、1工事事務所で構成され、職員総数は140名である。
 （管内市からの派遣研修生4名を含む。）



工事第一課

(工務担当)

- ・道路・橋梁等の新設、改築工事に係る工程管理及び連絡調整
- ・道路・橋梁等の引継ぎ、地下埋設物及び占用物件の移設
- ・市町村土木補助工事（道路関係）
- ・都市計画法の規定に基づく周知事務、都市計画相談

(環境対策担当)

- ・事業計画上の環境対策、工事施行上の環境問題等に係る住民及び関係機関への説明

(設計総括担当)

- ・道路、橋梁等の新設・改築に伴う計画調査及び設計

(設計担当)

- ・道路、橋梁等の新設・改築に伴う計画調査及び設計

(計画担当)

- ・都市計画道路の事業化に係る調査及び調整

(工事総括担当)

- ・道路、橋梁等の新設・改築に伴う工事の施工及び監督
- ・工事設計変更及び積算の照査

(工事担当)

- ・道路、橋梁等の新設・改築に伴う工事の施工及び監督
- ・工事設計変更及び積算の照査

(測量担当)

- ・道路、橋梁等の新設・改築に伴う測量
- ・建築に係る道路境界線等の測量

工事第二課

(工務担当)

- ・河川等の工事に係る工程管理及び連絡調整
- ・河川占用等の技術指導及び河川等の引継ぎ
- ・水防、防災無線の管理、市町村土木補助工事（河川関係）
- ・都市計画法の規定に基づく周知事務、都市計画相談

(設計担当)

- ・河川等の工事に伴う計画、調査及び設計

(工事総括担当)

- ・河川工事、工事の設計変更及び精算の照査
- ・河川等の工事に伴う占用物件の移設

(工事担当)

- ・河川工事等の測量、調査、工事の施工及び監督
- ・工事の設計変更及び精算

(維持担当)

- ・河川の防災、しゅんせつ、その他の維持工事
- ・設計及び精算の照査、維持工事に伴う占用物件の移設
- ・河川管理施設の操作

(測量担当)

- ・河川等の工事に伴う測量、建築に係る河川境界線等の測量

(柳瀬川・落合川工事事務所)

- ・河川工事の測量、調査、工事の施工及び監督
- ・工事の設計変更及び精算

補修課

(工務担当)

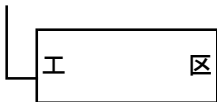
- ・道路、橋梁等の維持補修に係る工事の進行管理及び連絡調整
- ・道路、橋梁及びこれらの附属物に関する調査
- ・道路占用及び沿道掘さく等の技術指導

(設計担当)

- ・道路、橋梁及びこれらの附属物の維持補修に伴う計画、調査及び測量、設計

(工事担当)

- ・道路、橋梁及びこれらの附属物の維持補修に伴う工事
- ・工事の設計変更及び精算の照査
- ・街路樹、緑地帯等の調査設計及び工事



- (小平工区・立川工区・東村山工区)
- ・工区内の各種工事の測量・調査・施工・監督
 - ・工事の設計変更及び精算
 - ・道路・河川の軽易な占用・使用許可申請の受理
 - ・道路及び河川の構造並びに機能の保全、道路の巡回点検

表－３ 事務所の所在地

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北多摩北部建設事務所	〒190-0023 立川市柴崎町 2-15-19	042-540-9501 Fax 042-525-9746
柳瀬川・落合川 工 事 事 務 所	〒203-0014 東久留米市東本町 9-13	042-473-8445 Fax 042-473-8373
小 平 工 区 (小平市) (国分寺市) (東大和市) (武蔵村山市)	〒187-0032 小平市小川町 1-1091	042-343-0415 042-343-9867 Fax 042-344-5720
立 川 工 区 (立川市) (昭島市) (国立市)	〒190-0014 立川市緑町 3233-2 (防災センター内)	042-529-0020 Fax 042-529-8138
東 村 山 工 区 (東村山市) (清瀬市) (東久留米市)	〒189-0003 東村山市久米川町 4-32-8	042-393-4111 042-393-8529 Fax 042-395-7599

表－２ 職員の配置

平成31年4月1日現在

課・担当名	管 理 職		一 般 職 員					再任用 (再掲)	合計	一般職 非常勤	総計
	事務	技術	事務		技術		技能 業務				
			課長代理	担当	課長代理	担当					
庶務課	1	1	2	7	1			1	12	1	13
庶務担当	1	1	1	4					7		7
経理担当			1	3				1	4	1	5
検査担当					1				1		1
管理課	1		4	8	2	1		1	16	9	25
道路管理担当	1		2	5					8	2	10
道路台帳担当					1	1		1	2	3	5
河川管理担当			1	2					3	1	4
監察担当			1	1					2	3	5
工事調整担当					1				1		1
用地課	2		12	16		2		1	32		32
調整担当	2		1	3		1			7		7
用地担当			11	13		1		1	25		25
工事第一課		1			9	11		1	21	1	22
工務担当		1			1	1		1	3	1	4
環境対策担当					1				1		1
設計総括担当					1	3			4		4
設計担当					2	3			5		5
計画担当					1	1			2		2
工事総括担当					1	1			2		2
工事担当					1				1		1
測量担当					1	2			3		3
工事第二課		1			7	8			16	1	17
工務担当		1			1	1			3	1	4
設計担当					1	3			4		4
工事総括担当					1	1			2		2
工事担当					1				1		1
維持担当					1	1			2		2
測量担当					1	1			2		2
柳瀬川・落合川工事事務所					1	1			2		2
補修課		1			3	8	1	2	13	1	14
工務担当		1			1	1	1	2	4		4
設計担当					1	4			5		5
工事担当					1	3			4	1	5
工区					1	3			4	1	5
小平工区					1	3			4	1	5
立川工区					1	3	2	1	6	1	7
東村山工区					1	3		1	4	1	5
合 計	4	4	18	31	25	39	3	8	124	16	140

※ 用地課管理職には用地専門課長1名を含む。

※ 工区長及び工事事務所長は「課長代理」欄に計上。

※ 管理課 道路管理担当 課長代理に課務担当を含む。

※ 一般職員には再任用を含む。

※ 用地課には管内4市(4名)の派遣研修生を含む。

3 事業の概要

(1) 概要

ア 道路整備

北多摩地域は五日市街道、青梅街道など東西方向の街道を中心に都市化が進展したことから、南北方向の道路整備が遅れ、道路ネットワークが未だ不十分である。さらに、現況道路の整備水準も低く、交通の処理、安全確保に大きな課題を残している。

道路ネットワーク整備の遅れは慢性的な交通渋滞を招き、活発な社会活動を阻害し多大な経済損失を生じさせ、さらに環境面に負荷を与える要因にもなっている。

一方、高度情報化、国際化、高齢化、余暇時間の増大等が進み、人々の生活様式や価値観が多様化したことにより、生活や生産の様々な面で質の高いサービスが望まれるようになった。

また、東日本大震災の発生を契機として、防災機能を向上した安全・安心な都市の実現がより一層求められている。

このような背景と社会情勢の変化を踏まえ、「東京都長期ビジョン」、「東京における都市計画道路の整備方針」、「第3次交差点すいすいプラン」等に位置づけられた道路について、多摩南北主要5路線を中心に、道路事業、街路事業、安全施設事業等により整備を進めている。

当所においては、多摩南北主要5路線のうち4路線を所管しており、このうち八王子武蔵村山線は平成20年5月にJR青梅線との立体交差点である「中神立体」が、また、府中清瀬線は平成21年5月に西武池袋線との立体交差点である「清瀬立体」が完成したことで管内区間は開通している。

今後の事業展開としては、南北道路の府中所沢・鎌倉街道線（国分寺3・2・8、小平3・2・8、東村山3・3・8）、立川東大和線（立川3・3・30、国立3・3・15）及び東西道路の新青梅街道（立川3・2・4）等の整備に重点的に取り組んでいく。

街路整備事業では、府中所沢・鎌倉街道線の国分寺3・2・8、小平3・2・8及び東村山3・3・8並びに新青梅街道の立川3・2・4のほか、国分寺3・4・6、昭島3・2・3、埼玉都県境の東村山3・4・15の2等の整備を進めており、昨年度新たに2路線2か所の新規事業化を行った。

今後は、立川3・3・30、新五日市街道の立川3・3・3等の事業化検討を行う。

道路・橋梁整備事業では、都道144号線の玉川上水に架かる小川橋の改良及び前後区間の拡幅整備を進めている。

安全施設事業では、主4号、主5号、主7号、主16号、都道226号、都道227号等の計画的な歩道整備を進めている。

また、平成26年度に「第3次交差点すいすいプラン」が策定され、当所の所管は16箇所、このうち新規箇所が7箇所あり、継続9箇所は事業中である。

今後も渋滞解消に向け、整備を進めていく。

<<資料編>>

資－２ 管理道路一覧

資－３ 管内市別管理都道現況

資－４ 都市計画道路の整備状況

資－５ 都市計画道路事業認可箇所

イ 河川 整備

当所管理の河川は、近年の急激な都市化によって流域の遊水、保水機能が著しく低下するなど治水安全度が年々低下し、洪水の量は増え続けてきた。加えて、河川沿いにまで宅地化が進行し、河川からの溢水がそのまま水害に結び付く状況になっている。

流域住民からはその整備促進が強く望まれてきたが、当所が管理する河川は、その多くが河川の上流部に位置し、管内の事業の進捗は下流部の整備状況の影響を直接受けることとなる。

そのため、整備を進めるにあたっては、下流部の埼玉県に対し、柳瀬川や黒目川の整備促進について要請することとあわせ、以下の施策を積極的に進めている。

管内の流域においては、河川改修等による治水施設の整備促進のみならず、流域の開発計画、土地利用計画等との調整をはかり総合的な治水対策を講ずることが必要である。そのため、管内荒川水系の新河岸川流域及び多摩川水系の残堀川流域については国から「総合治水対策特定河川」の指定を受け、流域整備計画を策定し、事業を進めてきた。さらに河川法（平成9年改正）に基づく河川整備計画を策定し、現在、空堀川、奈良橋川などにおいて整備を行っている。

また、下流への影響を防止しつつ河川改修事業を促進するため、本格的な河道の拡幅改修と併せて黒目川黒目橋調節池のような大規模な地下調節池や空堀川における暫定的な河道内調節池等を設置し、効果的に治水安全度の向上を図り、水害の早期解消に取り組んでいる。

また、近年では、河川整備にあたり従来からの治水を目的とした改修事業に加え、自然環境にも配慮した多自然川づくりに積極的に取り組んでおり、河川管理用通路や旧河川敷を利用した親水護岸の設置や河川管理用通路の植栽の工夫など、うるおいある地域に親しまれる川づくりを進めている。

<<資料編>>

資－15 管理河川一覧

資－16 都市計画河川事業認可箇所

資－17 河川予定地指定箇所

表－４ 事業別平成30年度執行実績及び令和元年度執行予定調書

(単位：千円)

区分 科目	元年度執行予定額						30年度執行実績額					
	用地・補償	工事	委託	委託(協定)	その他	計	用地・補償	工事	委託	委託(協定)	その他	計
道路事業	9,190,690	5,375,834	2,917,178	780,803	0	18,264,505	4,397,622	2,773,106	1,279,946	768,570	6,221	9,225,465
道路管理費	0	0	29,000	0	0	29,000	0	0	26,090	0	0	26,090
道路維持費	0	324,034	982,878	0	0	1,306,912	0	332,768	804,675	0	0	1,137,443
橋梁維持費	0	116,500	14,000	0	0	130,500	0	94,128	7,042	0	0	101,170
道路補修費	0	2,651,000	103,500	0	0	2,754,500	0	1,682,658	59,896	0	0	1,742,554
交通安全施設費	1,130,000	789,900	643,300	97,800	0	2,661,000	550,842	193,010	30,559	73,536	1,688	849,635
道路整備費	301,000	15,000	86,300	20,000	0	422,300	151,730	0	16,022	0	4,533	172,285
街路整備費	7,759,690	1,277,400	995,200	452,003	0	10,484,293	3,695,050	470,542	331,144	554,843	0	5,051,579
橋梁整備費	0	202,000	63,000	211,000	0	476,000	0	0	4,518	140,191	0	144,709
河川事業	74,000	1,393,530	551,800	227,000	184,737	2,431,067	103,464	1,006,972	342,897	44,650	13,444	1,511,427
中小河川整備費	74,000	1,043,000	366,200	180,000	170,000	1,833,200	103,464	733,576	157,622	0	1,394	996,056
河川維持費	0	120,000	175,600	47,000	11,400	354,000	0	72,281	149,432	44,650	9,524	275,887
河川環境整備費	0	60,000	0	0	0	60,000	0	27,880	6,912	0	0	34,792
水防費	0	0	0	0	3,337	3,337	0	0	0	0	2,526	2,526
河川防災費	0	170,530	10,000	0	0	180,530	0	173,235	28,931	0	0	202,166
合計	9,264,690	6,769,364	3,468,978	1,007,803	184,737	20,695,572	4,501,086	3,780,078	1,622,843	813,220	19,665	10,736,892

Ⅱ 道 路

1 道路の現況

当所管内の国道、都道及び市道を含めた公道面積は、管内面積の 11.1%（道路率）である。このうち、当所で管理する都道は、資－2 のとおり主要地方道 13 路線、一般都道 25 路線（保谷狭山自然公園自転車道を含む）の計 38 路線で、平成 30 年 4 月 1 日現在、延長約 228km となっている。

2 道路の管理

道路の管理に万全を期することによって、初めて十分に道路の機能を発揮することができる。そこで、事故防止・迷惑工事防止対策として、監察業務や道路上工事調整会議を充実する。管内の渋滞解消策として、道路整備の一層の促進を図るとともに、すでに整備されている道路については有効かつ適切な管理を行っていく。

また、社会構造や生活様式の多様化に合わせ、道路の管理にあたっては従来にも増してよりきめ細かな配慮とスピードを重視した的確な事務処理を行っていく。

さらに、役割分担の観点からは、地域内道路化した都道の市への移管を進め、効率性の観点から事業予定地の有効活用に努め、公平性の観点から不法占用を是正するとともに占用料の滞納整理を積極的に行う。

当所における管理業務の概要は以下のとおりである。

(1) 道路の区域決定（変更）並びに供用開始事務

道路の区域は道路を構成する敷地の幅と長さによって示し、道路法の適用範囲を特定するものである。道路整備事業の着手に先立ち、道路管理上、最も重要な行為である区域決定（変更）の告示を行い、工事完了後、一般の用に供するために、供用開始の告示等を行っている。平成 30 年度は表－5 のとおりである。

表－5 道路区域決定（変更）及び供用開始実績

	路 線 数	延 長	面 積
区域決定（変更）	4路線	2,724.71m	42,486.03㎡
供 用 開 始	1路線	23.99m	71.45㎡

(2) 道路占用

ア 占用許可及び承認事務

道路は、本来一般交通の用に供されるものであるが、産業経済の発展及び人口の増加に伴い、電気、ガス、下水道等が道路下に埋設されることもその目的になっている。

これらの道路占用に際しては、道路本来の機能を阻害しないように十分検討し、必要な条件を付して占用を許可すると共に、これに伴う占用料の徴収事務を行っている。

平成 30 年度占用許可等実績は表－ 6、また、過去 5 箇年の占用料の徴収実績は表－ 7 のとおりである。

表－ 6 平成 30 年度道路占用許可等実績

占用許可等区分	平成30年度実績	
	件 数	構 成
占 用 許 可	3,602 件	96.0 %
一 般 占 用	2,380	63.4
電 気 事 業	377	10.1
水 道 事 業	233	6.2
通 信 事 業	194	5.2
ガ ス 事 業	171	4.5
下 水 道 事 業	164	4.4
そ の 他 企 業	83	2.2
自 費 工 事 承 認	133	3.5
沿 道 掘 削 協 議	16	0.5
合 計	3,751	100

表－ 7 道路占用料徴収実績

年 度 \ 事 項	調 定 件 数	収 入 額
平成26年度	606件	263,197千円
平成27年度	501件	264,190千円
平成28年度	621件	268,127千円
平成29年度	659件	265,865千円
平成30年度	634件	261,156千円

イ 監督事務

道路の掘さくを伴う占用工事は、各工区の指導のもとに施行し、原則として道路占用者から監督事務費を徴収している。

過去5箇年の徴収実績は表－8のとおりである。

表－8 監督事務費徴収実績

年 度 \ 事 項	調 定 件 数	収 入 額
平成26年度	161件	41,511千円
平成27年度	134件	32,247千円
平成28年度	142件	27,263千円
平成29年度	151件	22,262千円
平成30年度	138件	29,083千円

(3) 道路台帳

道路台帳は、道路法第28条及び同法施行規則第4条の2の規定により、路線の認定(指定)及び道路区域の決定(変更)の公示、供用開始の公示に基づき道路台帳の調製、補正を行うこととしている。

道路台帳は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図、道路敷地構成図及び各調書からなっており、当所における道路台帳平面図は整備されているが、区域線等が不明の箇所もあるため、道路工事並びに民間からの申請による境界確定、道路区域線標示の実施、工事による台帳平面図を補正する際、明確にするよう努めている。

地下埋設物台帳平面図は道路工事、地下埋設工事の実施に伴い、各施行者からしゅん功図面及び調書の提出を求め、次年度に地下埋設物台帳平面図を補正している。

道路敷地構成図は、昭和50年度から道路敷地調査測量を実施し作成を進めているが、平成30年度末整備率は管内道路の89.5%となっている。

なお、境界確認・確定事務は各建設事務所において、平成20年4月から処理を行っている。

平成30年度の処理実績は表－9のとおりである。

表－9 平成30年度 道路区域関係事務処理実績

事務処理内容（事項別）	件 数	延 長 m
道路区域線標示及び証明	19	359
道 路 幅 員 証 明	33	572
公共用地境界線確定 （民間申請確定）	137	4,141
道路敷地調査測量	3	4,137
計	192	9,209

(4) 道路監察

道路本来の目的を達成するため監察業務を行っている。現在、道路・河川を含めて常時巡回し、道路については下記の事項について監察している。

- ① 道路に関する不法占用を監察すること
- ② 道路に関する禁止行為を監察すること
- ③ 道路上の工事を監察すること
- ④ 道路の損傷またはその誘引となる事象について監察すること
- ⑤ 沿道区域における工事等について、道路が影響を受けないように監察すること
- ⑥ 車両制限令に基づく取締りに関すること
- ⑦ 災害等の緊急措置及び情報の連絡に関すること
- ⑧ その他道路に関する事柄について監察すること

ア 日常パトロール

管内の全路線を5コースに分け、週1回の巡回を標準として定期的実施している。

イ 合同パトロール

悪質な道路の不法占用などについて、必要に応じて警察署等と合同パトロールを実施し、適正化に努めている。

ウ 夜間パトロール

工事の適正な施工と事故防止・安全確保のため、各種工事の現場で夜間パトロールを実施している。

エ 占用工事事務事故防止対策

道路上の工事で事故が発生した場合、作業員や第三者への事故だけではなく、ライフラインにも重大な損傷を与えることがある。占用工事の事故防止対策の観点から、一定規模以上の工事について、工事着手前に「事故防止対策事前協議」を占有者を行い、必要な指示をするなどして事故防止に努めるとともに、協議以外の占用工事を含め、工事に起因する事故を未然に防止すべく占有企業者及び現場の行政指導も強力に推進している。

オ 不適正看板等の適正化事業

看板等の適正化については、令和元年度についても、引き続き適正化に努める。

また、道路の環境にも配慮した公平な維持管理の観点から、地元市、所轄警察署、地元商店会、自治会等との連携を強め、捨て看板等の撤去を実施する。

カ その他

管内の監察業務の補助として、平成 10 年度にバス会社 5 社との情報連絡の「覚書」を締結し、バス路線である都道上における交通支障物件等の発見の際に、連絡を受けることとしている。

なお、平成 30 年度の道路監察実績は表－10 のとおりである。

また、車両制限令による幅の制限をしている道路は表－11 のとおりである。

表-10 平成30年度 道路監察実績

路 線 監 察	回数(回)	257回	道路占用工事(道路工事区域を含む)監察											
	時間(時間)	772時間	占 用 者	監 察 内 容	監 察 箇 所 数	指 導 箇 所 数	指 導 件 数	指 導 内 容					処理内容	
	延長(km)	10,866km						掘 さ く	復 旧	路 面 覆 工	保 安 施 設	そ の 他	行 政 指 導	行 政 処 分
道路の損傷関係		11件												
内 訳	道路	5件	NTT	箇所	箇所	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	付属物	6件	水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取締り件数		6,034件	下水道局	5	5	5	1	0	0	2	2	5	0	
監 察 事 項	不法占用	262件	東京電力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	禁止行為 (捨て看板等)	5,758件	東京ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沿道区域	14件	市	2	2	2	1	0	0	1	0	2	0	
	車限令	0件		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
措 置 状 況	行政指導	383件	沿道区域工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監督処分	0件	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他措置	5,651件	計	7	8	8	1	0	0	3	4	8	0	
				14	15	15	3	0	0	6	6	15	0	

表-11 車両制限令による幅の制限道路一覧

都道 整理番号	都道名	区間	延長	制限幅
主 24	練馬所沢線	清瀬市元町1-6	190 ^m	1.7 ^m
		東久留米市氷川台2-37 から " 金山町2-8 まで	680	1.7
		東久留米市神宝町1-4 から " 神宝町2-3 まで	510	1.7
一127	秋津停車場線	東村山市秋津町1-4 から " 秋津町5-12 まで	480	1.7
一129	東村山東久留米線	東村山市栄町1-33 から " 本町3-8 まで	800	1.7
		東村山市恩田町3-28 から 東久留米市柳窪1-1 まで	2,000	1.7
一145	立川国分寺線	国立市西1-18 から " 中1-14 まで	1,000	2.0
一153	立川昭島線	昭島市福島町2-1 から " 福島町2-25 まで	610	1.7
一230	小平停車場小川新田線	小平市仲町182 から " 美園町1-3 まで	550	2.0
合計	6路線 9箇所		6,820	

(5) 道路上工事の調整事務

道路上で行われている工事には、道路管理者の行う道路工事の他に、上下水道、電気、ガス等のライフライン確保のため行われる占用工事がある。これらの工事は、都市生活を送るうえで重要な工事であるが、一方では、沿道の住民や道路利用者に大きな影響を及ぼすものである。

管内で行われる道路上工事の計画を合理的に調整することにより、道路の無秩序な使用や不経済な掘り返しを規制し円滑な交通の確保並びに事故の防止を図るため、定期的に調整会議を開催している。

・道路上工事調整会議

道路管理者、交通管理者（警視庁、所轄警察署）、各市管理者（上下水道、道路）、東日本電信電話㈱、東京ガス㈱、東京電力パワーグリッド㈱、都下水道局、都水道局等の占用企業者で構成され、道路上工事の内容、施工方法、施工時期、工事日数等を相互調整するため、年間及び四半期毎に調整会議を開催している。道路上工事の計画から着工までの流れは以下のとおりである。

道路上工事の流れ

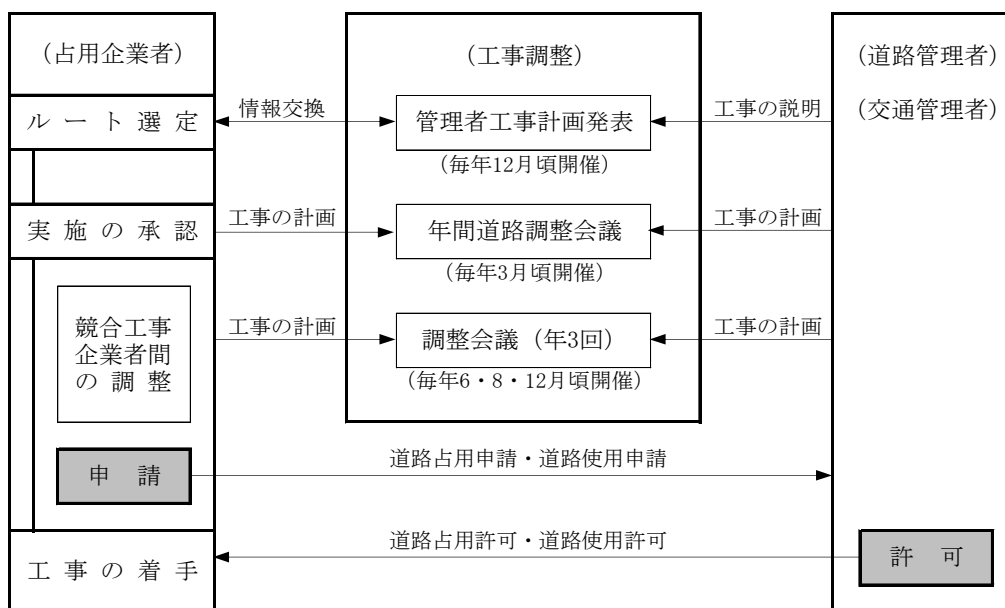


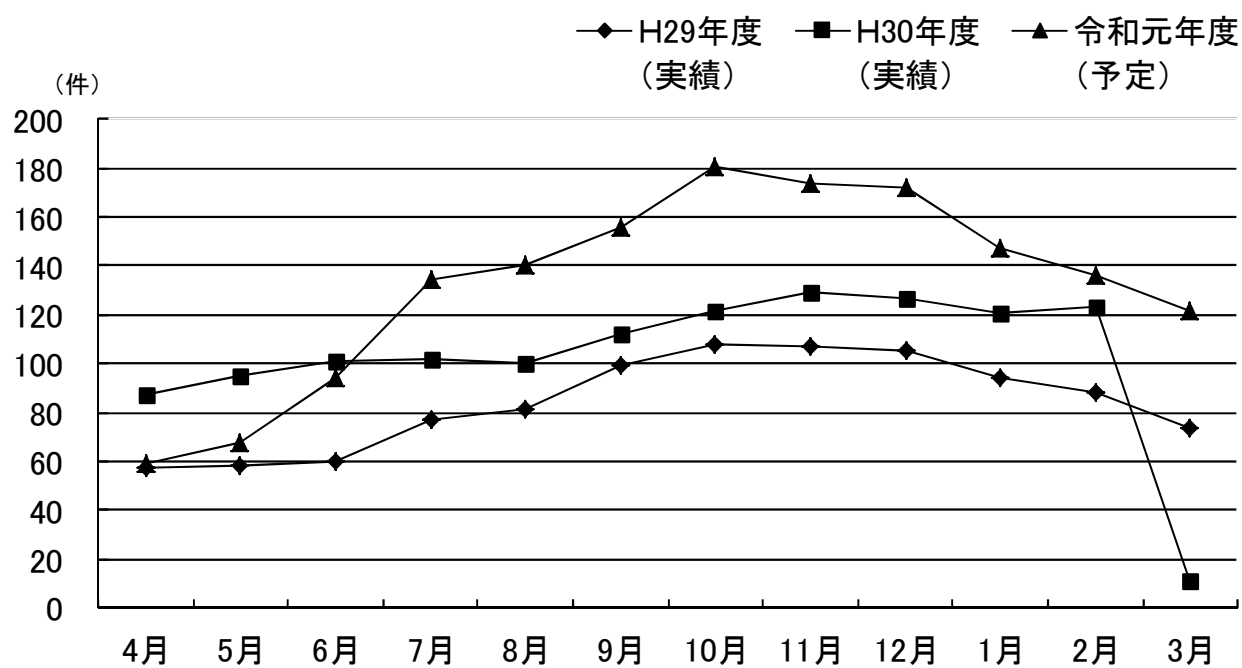
表-12 道路上工事件数

	工事別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		H29年度 (実績)	管理者	9	9	9	13	19	19	28	27	29	27	28
	占有者	48	49	51	64	62	80	80	80	76	67	60	52	769
	計	57	58	60	77	81	99	108	107	105	94	88	74	1008
H30年度 (実績)	管理者	17	17	17	14	17	18	29	28	27	31	34	10	259
	占有者	70	78	84	88	83	94	93	101	100	90	89	1	971
	計	87	95	101	102	100	112	122	129	127	121	123	11	1230
令和元年度 (予定)	管理者	18	18	24	28	31	32	46	43	43	37	34	33	387
	占有者	41	50	70	106	109	124	135	131	129	110	102	89	1196
	計	59	68	94	134	140	156	181	174	172	147	136	122	1583

注) 各月における都道上での工事実施件数 (工事調整の対象とならない小規模工事は除く)

- ・ 管理者工事・・・北多摩北部建設事務所 (工事第一課、工事第二課、補修課) 工事
- ・ 占有者工事・・・各市管理者 (上下水道、道路)、東日本電信電話㈱、東京ガス㈱、東京電力パワーグリッド㈱、都下水道局、都水道局等工事

図一 1 道路上工事件数（年度別・月別）



3 道路の維持補修

道路・橋梁等の各施設について、その機能を常時良好な状態に保持し、一般交通に支障を及ぼさないよう適正な維持補修に努めている。

これらの施設の維持補修は、日常の道路巡回点検により劣化・損傷等の不具合箇所を発見し、迅速に機能の保全をする維持事業と、計画的に修繕する補修事業とに分けて適切に行っている。

資－6 平成30年度路面補修工事実施箇所

資－7 令和元年度路面補修工事予定箇所

(1) 維持事業

ア 道路・緑化維持

道路の機能を常時良好な状態に保持するためには、舗装、立体施設、擁壁、排水施設等及び道路附属物（街路灯、道路標識、防護柵、街路樹等）を日常的に維持・管理する必要がある。

道路の維持事業は、道路巡回点検により発見した道路施設の不具合箇所や都民からの情報を基に応急的な補修を行っている。

道路巡回点検では、立川工区に直営班、東村山工区に巡回委託点検班を配置し、道路施設の不具合箇所の早期発見、緊急措置を行っている。

平成30年度の不具合箇所の発見は、管内で2,228件にのぼる。（図－2）

都民からの要望は、路面や各道路施設の補修、側溝のしゅん濇、高木の夏期及び冬期剪定、路面清掃まで多岐にわたり、その都度適切に対応している。（表－13）

以上のような日常の維持管理のほか、大規模事故や不測の事態に対応するため、夜間、休日の連絡態勢をはじめ、大雨、雪害などの異常気象時や震災時における態勢を常時整えている。

図－2 平成30年度 巡回点検実績

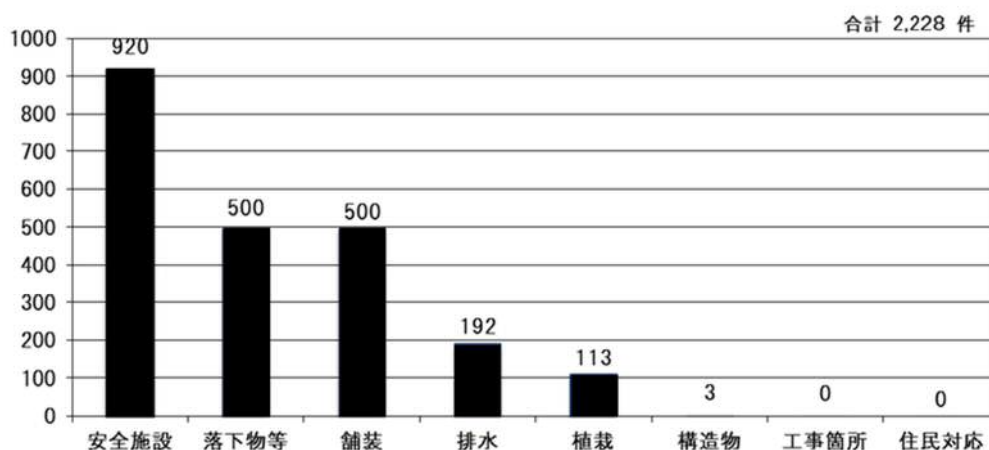


表-13 平成30年度 都民の声

	小平	立川	東村山	計
工事等、事業執行に関するもの	12	3	17	32
歩道や路面の損傷箇所の補修等	70	58	42	170
街路樹の剪定等	102	72	72	246
側溝等、排水施設に関すること	29	35	29	93
街路灯の不点灯等	38	21	20	79
道路付属物(防護柵・標識・ミラー等)	68	37	30	135
道路施設等の不正使用(投放棄等)	70	59	38	167
その他(他の管理者に起因)	1	0	2	3
計	390	285	250	925



巡回点検 直営班の作業状況



剪定作業状況

イ 橋梁維持

橋梁（歩道橋等含む）についても、道路と同様、日常点検により常時良好な状態の保持に努めている。経年や通過交通の繰り返しにより各部位の劣化、損傷など機能の低下に対応するため、伸縮装置等の修繕、舗装補修、塗替塗装、排水設備の清掃等の対策を講じている。管内の橋梁の概要は表-14のとおりである。

表-14 一般橋梁・歩道橋・人道橋

	(橋数)		
	主要地方道	一般都道	計
一般橋	55	26	81
横断歩道橋	38	10	48
人道橋	10	22	32
計	103	58	161

(2) 補修事業

ア 路面補修

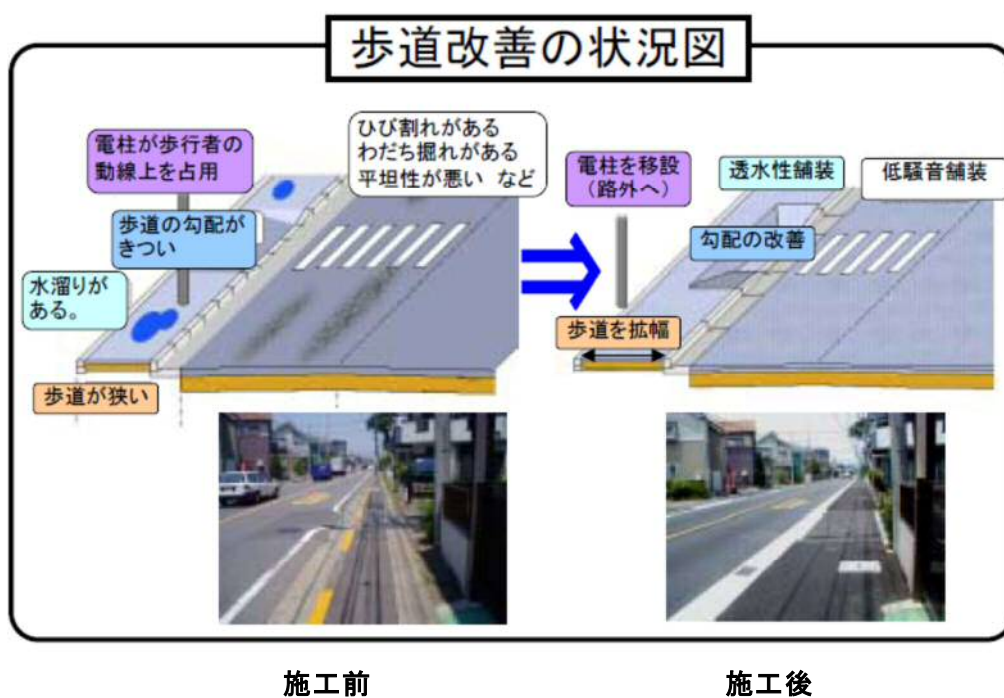
交通振動などの苦情・陳情の多くは、路面性状の悪化・劣化が原因となっている。

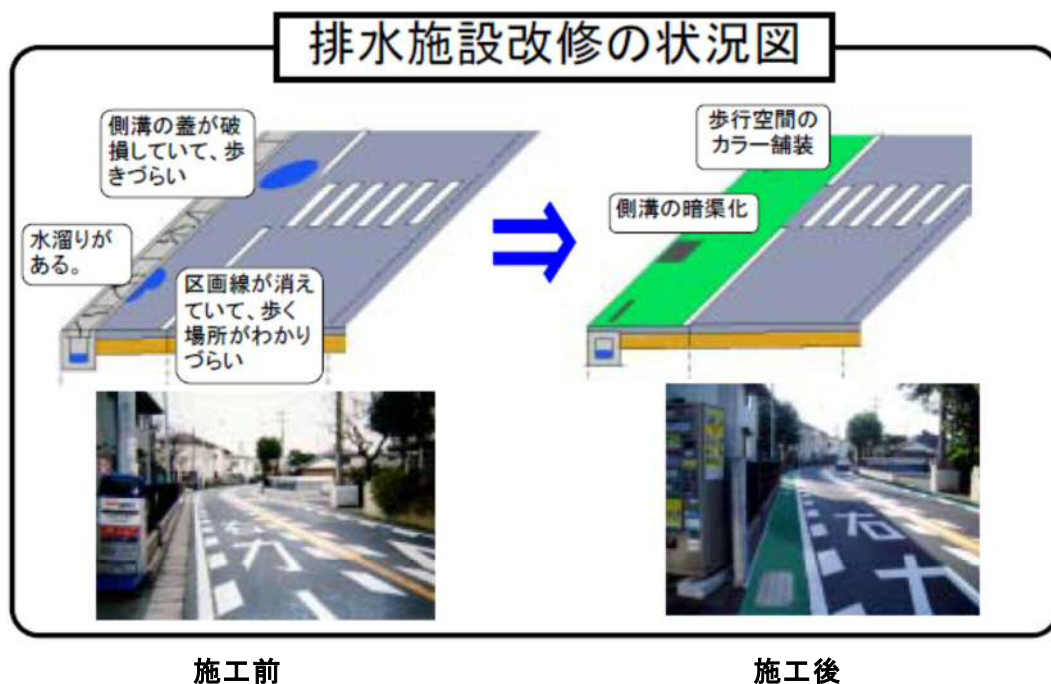
経常的な維持作業で対応できなくなった箇所については、日常の巡回点検に加えて、定期的な路面性状調査による劣化予測値や過去の補修履歴、路線の特性などを判断材料として、車道の舗装体系に基づき、住民要望や地域特性に配慮して、路面補修を実施している。

路面補修にあたっては、機能回復に留まらず、可能な限りの改良を加えることとし、特に沿道環境対策として、夜間の交通騒音が環境基準を超える管内幹線道路については、低騒音舗装を敷設するなど舗装構造の質的向上を図っている。

また、路面補修に併せて、現道内において歩道の設置・拡幅や、歩道勾配の改善や段差の解消、電柱の移設を行うほか、側溝の暗渠化といった排水施設改修と合わせて実施するなど、快適な歩行空間の確保およびバリアフリー化を視野に入れて歩道の改善を推進している。

なお、令和元年度路面補修工事実施予定箇所及び規模は、資-7のとおりである。





イ 道路緑化

道路の交通安全の確保に加え、快適な都市環境の保全及び道路景観の向上等を
目指し、状況に応じて道路区域内に街路樹または植樹帯を設置して道路緑化の推進
に努めている。

また、道路に植栽されている樹木は、自然の状態で生育している樹木と異なり、
厳しい環境下で生育しているため、生育不良等による倒木の可能性がある。

このため、活力が著しく衰退したものや地際部にキノコが発生しているものは
街路樹診断を行い、不健全と判断されたものについては伐採・撤去し、若木へ植え
替えを実施している。

管内の街路樹及び歩道植樹帯（低木・芝等）の規模は表-15のとおりである。

表-15 街路樹等歩道植樹帯

樹種	場所	数量
高木 (48種類)	街路樹	13,071本
	緑地内	1,379本
	計	14,450本
中木 (59種類)	街路樹・緑地内	7,656本
株物 (9種類)	植樹帯・中央分離帯	201,168 m ²



野猿街道 街路樹の補植



志木街道 街路樹診断

ウ 橋梁整備

橋梁整備事業では、日常点検のほか健全度調査を定期的に行っており、その結果、補修が必要とされた橋梁については、損傷・老朽化の状況を把握し、総合的な判断により適切な工法を選定して補修、補強、改良を実施している。

また、地震に強い都市づくりの一環として、落橋防止、橋脚の補強といった耐震補強対策は、平成 27 年度に完了した。

さらに、今後予想される橋梁の更新費用の増大への対応として、既に行なった耐震・耐荷補強に加え、耐疲労性・耐腐食性を含めた橋梁の長寿命化対策を計画的に行っている。

今年度は、秋津陸橋、武蔵国分寺陸橋等の長寿命化工事を実施する予定である。



橋梁の点検状況

エ 道路整備施設

道路施設は多岐にわたっており、トンネル、立体交差、地下歩道等に加え、多摩地域では唯一の共同溝がある。

これらには、それぞれ排水設備や照明設備等とともに警報監視装置が設置され、事故や故障時の異常時には必要な情報を知らせることで、常に安全な機能確保に努めている。

これら道路施設の維持保全や機能向上を図るため、定期的に健全度調査を実施し、この結果に基づいて施設や設備の補修、改修を実施している。

また、既設の街路灯については、より一層消費電力の少ない LED への転換を進めている。

なお、管内の道路施設（トンネル及び立体等）は、表-16 のとおりである。

表-16 道路施設（トンネル及び立体等）

名 称	路 線 名	設 置 場 所	延 長 (m)	備 考
昭島つつじが丘立体	(一162)三ツ木八王子線	昭島市つつじが丘三	35.0	排水場、警報装置
清瀬立体	(主40)さいたま東村山線	清瀬市松山一	64.0	排水場、警報装置
芝山立体	(主40)さいたま東村山線	清瀬市元町二	50.0	排水場、警報装置
玉川上水立体	(主43)立川東大和線	立川市幸町六	225.0	排水場、警報装置
立川立体	(主16)立川所沢線	立川市曙町一	44.0	排水場、警報装置
松原立体	(一220)昭島停車場熊川線	昭島市松原町一	44.0	排水場、警報装置
小平グリーンロード立体	(一248)府中小平線	小平市天神町二	56.5	警報装置
中神立体	(主59)八王子武蔵村山線	昭島市玉川町二	29.5	警報装置
殿ヶ谷戸立体	(一133)小川山府中線	国分寺市南町一	17.3	警報装置
美住歩行者トンネル	(主5)新宿青梅線	東村山市美住町二	11.0	
美住陸橋地下歩道	(一253)保谷狭山自転車道	東村山市美住町一	34.2	
武蔵大和トンネル	(一253)保谷狭山自転車道	東大和市清水二	35.0	
谷保地下歩道	(一256)八王子国立線	国立市谷保	20.0	
立川共同溝	(主43)立川東大和線	立川市高松町一	2,576.0	排水場、警報装置



立川共同溝内部

オ 無電柱化事業

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を目的として既存の電線類を電線共同溝 (CCBOX) へ収容する道路の無電柱化事業を実施している。電線類を地中化することで視線を遮る電柱や電線をなくし、歩行者や車いす利用者も移動しやすい歩行空間を確保することに加え、災害時の電柱倒壊を防止するとともに電線類の被災の軽減に寄与する。

整備路線については、都市計画道路等の整備に合わせて実施するほか、現道部においても緊急輸送道路や利用者の多い主要駅周辺の路線を選定し、計画的に整備を進めている。一般都道 234 号前沢保谷線（東久留米市内）では電柱撤去後の道路の本復旧工事を施工し、平成 30 年度中に無電柱化事業が完了した。

また、立川所沢線（主 16 号）では約 300m 区間の無電柱化が完了し、残る区間について順次整備を進めている。

なお、現在事業中の路線は表-17 のとおりである。

表-17 無電柱化事業箇所

路線名	場所	路線延長
前沢保谷線(第234号)	東久留米市中央二丁目～中央一丁目	620m
立川所沢線(主16号)	立川市曙町二丁目～高松町二丁目	900m
立川青梅線(主29号)	立川市柴崎町六丁目～富士見町六丁目	1,800m
立川青梅線(主29号)	昭島市郷地町三丁目～福島町二丁目	1,230m

カ 自転車走行空間の整備

自転車は、広く都民に利用される重要な交通手段の一つである。近年、日常的な近距離の移動だけでなく通勤時における比較的長い距離の移動や健康増進のためのサイクリングなど自転車の利用が拡大してきている。一方で自転車関連事故の割合は増加しており、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全と安心が確保された道路空間の創出が求められている。こうした背景を踏まえ道路管理者として区市町村、交通管理者等と連携し、自転車走行空間の整備を進めており、平成 29 年度には、昭和記念公園南側の一般都道 153 号で自転車レーンの整備を行った。



一般都道 153 号

キ 多摩都市モノレール

管内には多摩都市モノレールが主要地方道 43 号（芋窪街道）に沿って敷設され、全線のうち東大和市の上北台駅と立川市の多摩川左岸まで延長約 7 km を営業している。

多摩都市モノレールは、東京都が軌道桁・支柱・停留場の骨格を形成する屋根や柱のインフラ部を所有し、(株)多摩都市モノレール(以下多摩モノ)が営業にかかわる車両や電気・通信設備・運転保安施設などのインフラ外部を所有している。

これらの施設の維持管理については、協定に基づき多摩モノが定期点検及び維持修繕を行っている。また、平成 10 年の開業から 20 年を経過しており、平成 24 年度から桁の塗装や分岐器の補修など修繕サイクルに達した施設の計画的な修理を大規模修繕として東京都が多摩モノに委託し施工している。

(3) 異常気象時及び震災時における態勢

ア 水防態勢

管内各市に大雨警報が発表された場合、警戒配備態勢をとり道路に被害が発生する恐れのある箇所については、速やかに情報の収集を行い現場に即した適切な処理を行っている。

管内にはアンダーパスが 9 箇所あり、また雨水幹線が未整備な地域もあるため、近年の局地的集中豪雨により冠水が発生する恐れがある。このため休日・夜間を問わず補修課及び各工区は被害の拡大を最小限にとどめるため、常時監視に努めるとともに冠水が発生した際には、地元警察署や契約業者と連携し通行止めの処置などを行っている。

また、台風時など強風が吹いた場合には倒木の処理や枝折れによる第三者事故の防止のため巡回点検を行っている。



交差点の冠水状況



倒木による被害の状況

イ 雪害態勢

管内に大雪注意報が発表された場合、補修課及び各工区職員は参集し雪害対策計画書に基づき除雪作業の連絡態勢を整える。除雪対象箇所は路線の重要度の高い区間、カーブや坂路などの危険箇所、歩行者の多い駅周辺部などを重点的・優先的に作業を行う。

管内は 39 路線と多くの管理路線を抱えているため、地元の雪害対策協力業者 37 社と連携し、休日・夜間を問わず除雪作業等に備えている。



横断歩道橋の除雪作業



バス停付近歩道上の除雪作業

ウ 地震時の態勢（緊急道路障害物除去（啓開）作業）

都内のいずれかで震度 6 弱以上の地震が発生した場合、管内協力業者はあらかじめ決められた区間の緊急巡回を自主的に行うとともに、二次災害に危険が想定される箇所については必要に応じて応急措置を行うよう協力態勢を整えている。

緊急道路障害物除去（啓開）作業は、道路損壊、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不能になった道路において障害物を除去し原則上下各一車線を確保し、避難・救護・救急対策のため初期の緊急輸送機能の回復を図る重要な作業である。

このため北多摩建設業協会をはじめ管内地元業者 52 社の協力を得て、地震発生時に迅速に対応できるよう初動態勢を整えている。

また、休日・夜間を問わず管内において震度 5 強・弱の地震が発生した場合は、補修課及び工区職員は参集し、管内道路の点検を実施する。

4 道路・街路の整備事業

(1) 街路整備事業

ア 国分寺 3・2・8 / 小平 3・2・8 / 東村山 3・3・8 号 府中所沢線

府中所沢線は、府中市・国分寺市・小平市・東村山市を結ぶ多摩南北の幹線道路の一つであり、全体延長 13.6km のうち 9.2km が当所の所管（国分寺市・小平市・東村山市）である。

ア-1 国分寺 3・2・8 （巻頭写真）

本区間は、多喜窪通り（国分寺 3・4・3）から五日市街道（国分寺 3・4・10）までの延長約 2.5 km であり、JR 中央線（道路オーバーパス）及び西武国分寺線（道路アンダーパス）との立体交差を含め整備を行う。

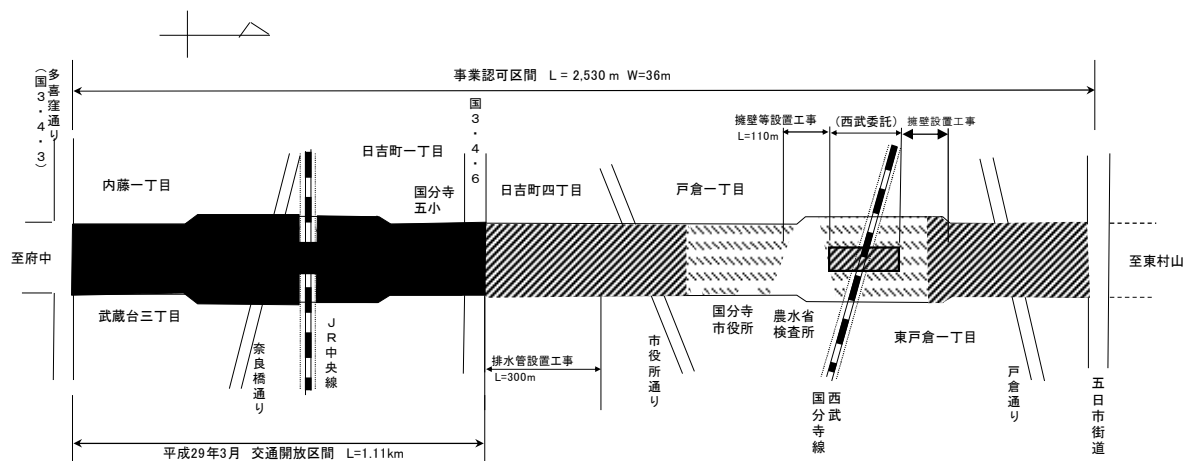
標準幅員を、旧都市計画の 28m から環境施設帯を設けた 36m に都市計画変更を行い、平成 19 年 11 月に事業認可を取得した。

事業区間のうち多喜窪通り（国分寺 3・4・3）から国分寺 3・4・6 まで約 1.1km の区間では、平成 22 年度から工事用搬入路工事に着手し、平成 29 年 3 月 16 日に交通開放を行った。

<用地> 平成 19 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 95% である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

<工事> 国分寺 3・4・6 から五日市街道までの区間では、平成 30 年度に西武国分寺線直下のアンダーパス部が完成し、排水管設置工事に着手するとともに、西武国分寺線南側の取付擁壁工事に着手している。令和元年度は、引き続き残る西武国分寺線北側の取付擁壁工事などを進めていく。



ア-2 小平3・2・8（五日市街道～青梅街道間） （巻頭写真）

本区間は、五日市街道（国分寺3・4・10）から青梅街道までの延長約1.4kmであり、国分寺3・2・8と同様、沿道環境に配慮した質の高い道路整備を目指すこととしている。具体的には、本線4車線に必要な車道幅員16mの両側に10mずつの環境施設帯を設け、標準幅員36mの計画道路として、整備を行うものである。

これまで、小平市と連携して行政連絡会において検討を進め、平成22年2月に都市計画変更素案の説明会を行うとともに環境影響評



価調査計画書を提出し、平成22年度に環境現況調査を実施した。

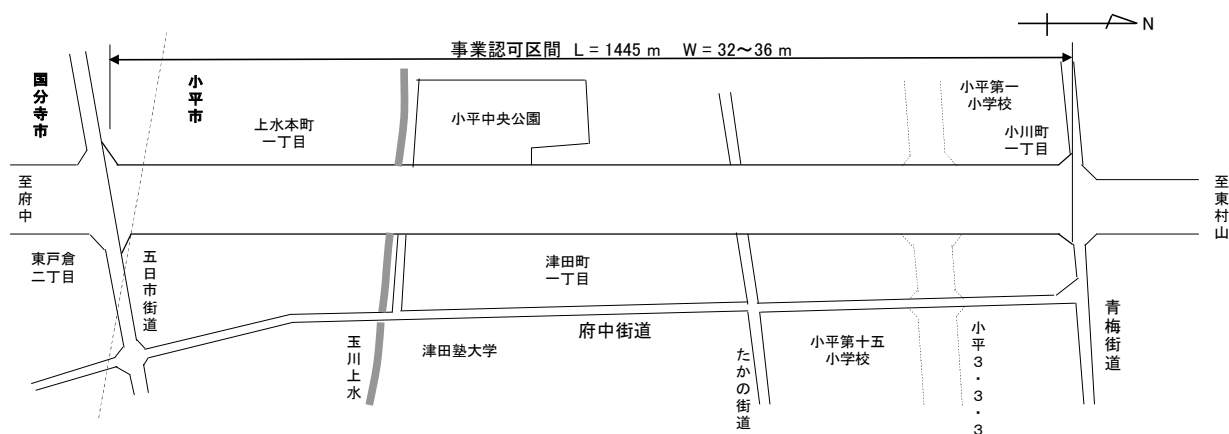
平成23年10月に都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を開催、12月に測量説明会を開催し現況測量に着手した。平成24年度は、11月に環境影響評価書を提出するなど諸手続きを進めるとともに、12月に都市計画変更を行い、平成25年1月には事業概要及び測量説明会を開催し、用地測量に着手した。

平成25年7月30日に事業認可を取得し、9月6日に用地説明会を開催した。

〈用地〉平成25年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約53%である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工事〉令和元年度は、今後の本格的な工事着手に向けて、関係機関との協議等を進めるとともに、道路設計を進めていく。



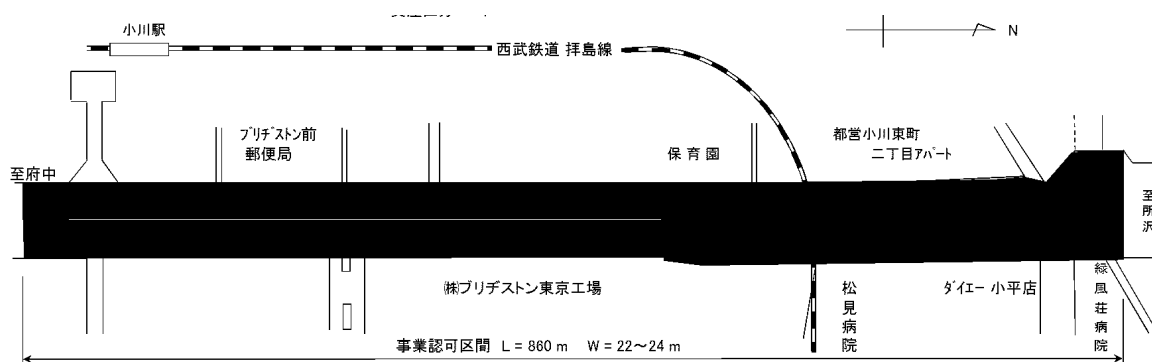
ア-3 小平3・2・8 (小川東)

本区間は、西武拝島線小川駅から東村山市境までの 860mであり、西武拝島線との交差方式を鉄道高架として整備する。

平成 17 年 3 月に事業認可を取得し、鉄道交差部分については、平成 19 年 12 月に西武鉄道と施行協定を締結した。平成 23 年 2 月には西武拝島線の下り線高架化を行い、上り線高架化による踏切除却を平成 24 年 10 月に完了した。

〈用 地〉平成 17 年度から用地取得に着手し、平成 25 年度に完了した。

〈工 事〉西武線より南側は、平成 19 年度から街築工事に着手し、北側については、平成 22 年度より工事に着手し、平成 24 年度に車道の 4 車線化を行っている。平成 25 年度は電線共同溝工事を実施し、平成 26 年度は引込み連携管工事及び歩道整備工事を行い平成 27 年 5 月に工事が完了した。



ア-4 東村山3・3・8 (本町)

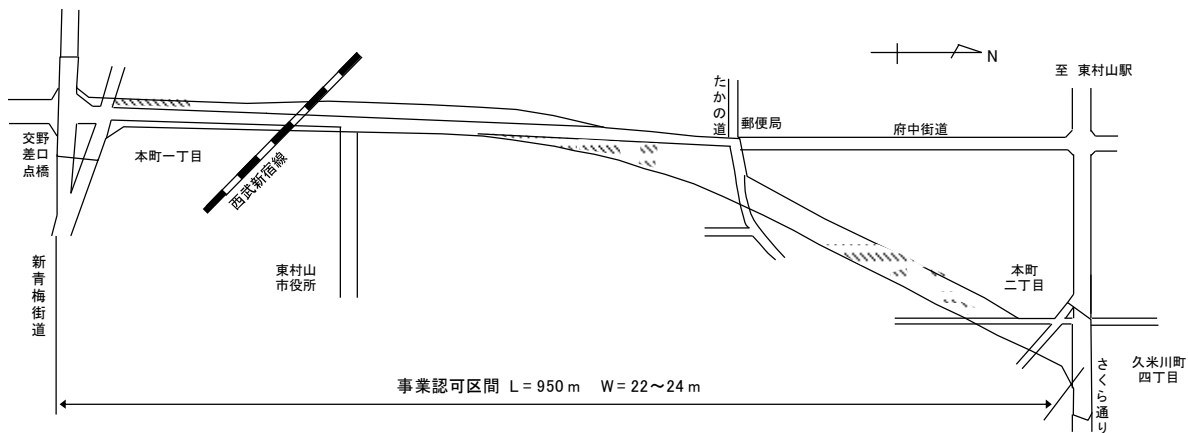
本区間は、新青梅街道（東村山3・4・4）からさくら通り（東村山3・4・27）までの 950mであり、西武新宿線の連続立体交差事業とあわせて街路整備を進めるものである。

平成 24 年 3 月に事業概要及び測量説明会を開催し、現況測量に着手して、平成 25 年 11 月 25 日に事業認可を取得、12 月 12 日に用地説明会を開催し、事業に着手した。

また、平成 25 年 12 月 10 日に東村山都市計画高速鉄道事業西武鉄道新宿線、西武鉄道国分寺線及び西武鉄道西武園線の事業認可を取得した。

〈用 地〉平成 25 年度から道路整備保全公社にて用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 67%である。今年度も引続き用地取得を進める。

〈工 事〉令和元年度は、今後の工事着手に向けて、関係機関との協議等を進めるとともに、道路設計を進めていく。



ア-5 東村山 3・3・8 (久米川)

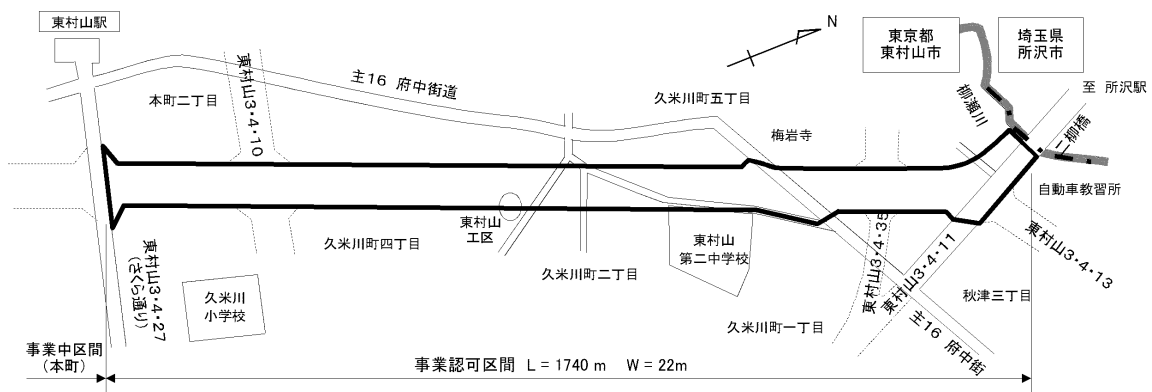
本区間は、さくら通り (東村山 3・4・27) から埼玉県境 (二柳橋) までの 1,740m であり、現況測量及び用地測量、用地取得を東京都道路整備保全公社に委託して事業を進めている。

平成 26 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 28 年 3 月 事業認可取得

平成 28 年 7 月 用地説明会

〈用地〉平成 28 年度から道路整備保全公社にて用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 30% である。今年度も引続き用地取得を進める。



イ 立川 3・2・4 号 新青梅街道線

イ-1 立川 3・2・4 (第 1 工区)

本区間は、東大和市上北台一丁目から武蔵村山市神明四丁目までの 1,100m である。

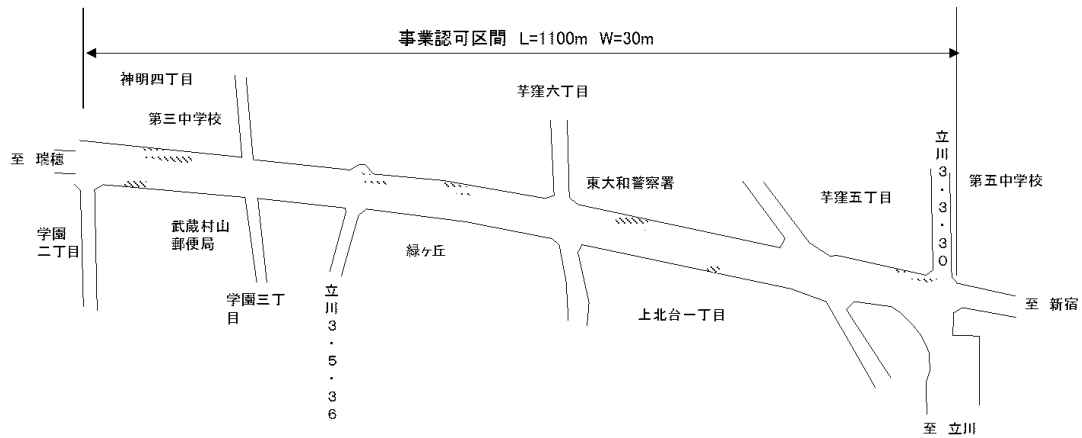
平成 22 年 3 月 事業概要及び測量説明会

平成 23 年 12 月 事業認可取得

平成 24 年 2 月 用地説明会

〈用地〉平成 23 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 28% である。

今年度も引続き用地取得を進める。



イー２ 立川 3・2・4 (第2工区)

本区間は、武蔵村山市神明四丁目から武蔵村山市中央一丁目までの1,215mである。

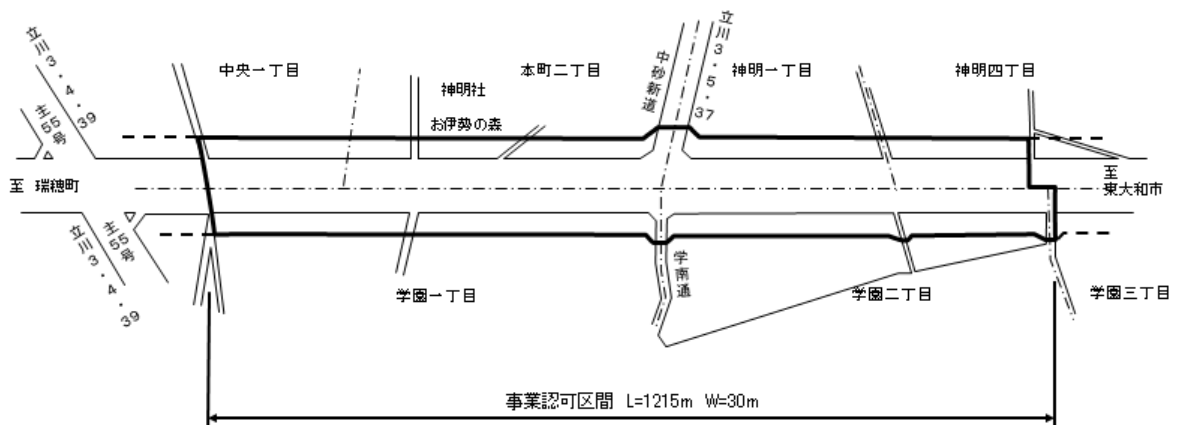
平成 26 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 28 年 2 月 事業認可取得

平成 28 年 7 月 用地説明会

〈用 地〉平成 28 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 22%である。

今年度も引続き用地取得を進める。



イー３ 立川 3・2・4 (第3工区)

本区間は、武蔵村山市榎三丁目から武蔵村山市三ツ木一丁目までの1,575mである。

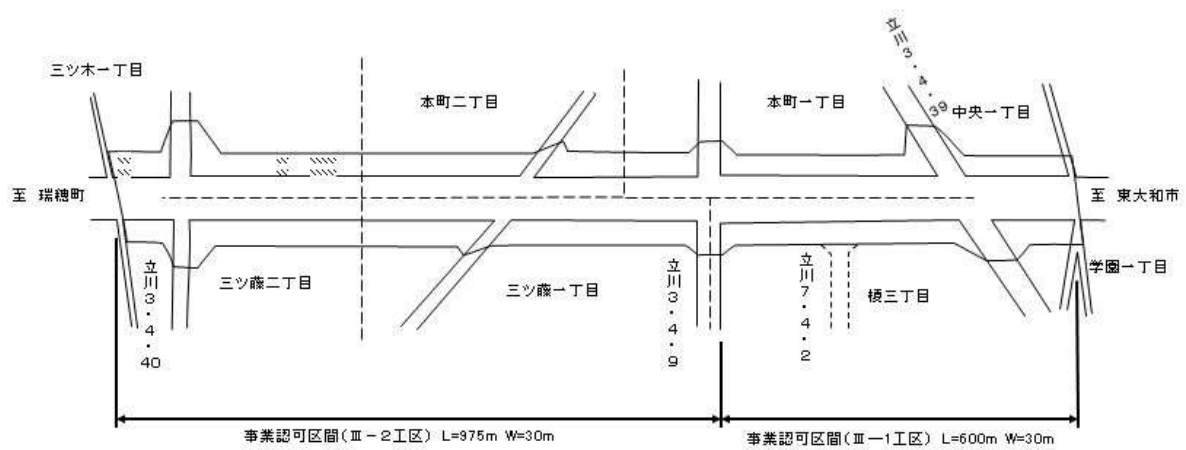
平成 25 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 27 年 3 月 事業認可取得

平成 27 年 7 月 用地説明会

〈用 地〉平成 27 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 17%である。

今年度も引続き用地取得を進める。



イ-4 立川 3・2・4 (第4工区)

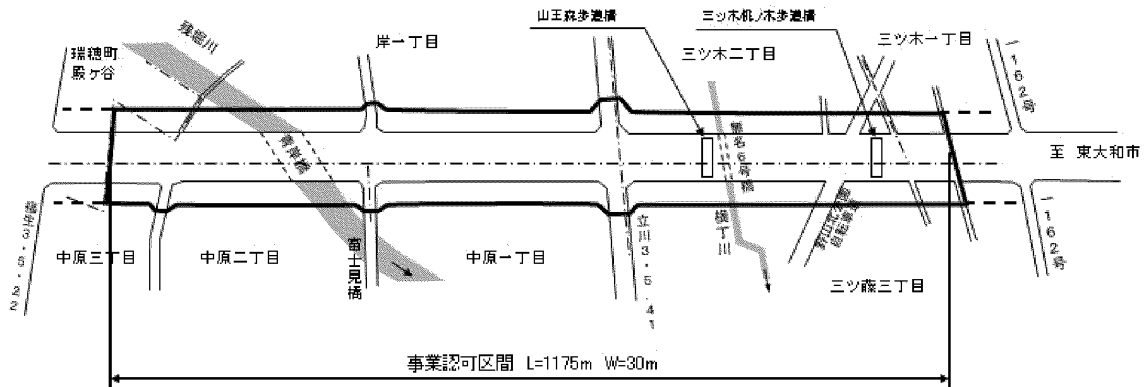
本区間は、武蔵村山市三ツ木一丁目から武蔵村山市中原三丁目までの 1,175m であり、現況測量及び用地測量、用地取得を東京都道路整備保全公社に委託して事業を進めている。

平成 26 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 28 年 3 月 事業認可取得

平成 28 年 6 月 用地説明会

〈用地〉平成 28 年度から道路整備保全公社にて用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 7% である。今年度も引続き用地取得を進める。



ウ 東村山 3・4・15 の 2 号 新東京所沢線

本路線は清瀬市中清戸三丁目から清瀬市中里二丁目に至る都市計画道路であり、区部の放射 7 号線から延伸され、区部及び北多摩北部地域と埼玉県所沢市を東西に結ぶ重要な幹線道路である。

ウ-1 東村山 3・4・15 の 2 (清瀬橋)

本区間は、東村山 3・4・24 (けやき通り) より柳瀬川までの 930m である。

平成 16 年 11 月 事業説明会

平成 16 年 12 月～平成 17 年 3 月 現況測量

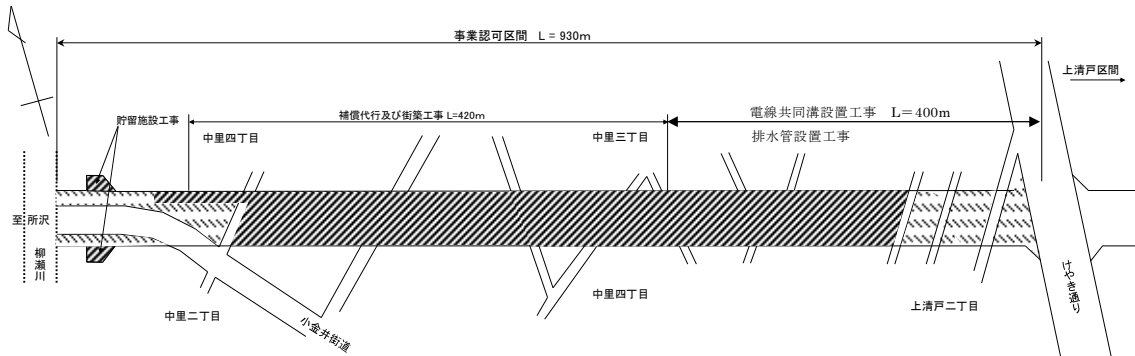
平成 17 年 7 月 用地測量説明会

平成 18 年 7 月 事業認可取得（清瀬橋）

平成 18 年 9 月 用地説明会（清瀬橋）

〈用 地〉平成 18 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 99%である。
今年度も引続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 25 年度から排水管設置工事に着手し、平成 30 年度からは道路排水管の流
末となる貯留施設工事を行っている。今年度は引き続き貯留施設工事を行うと
ともに、電線共同溝整備工事及び補償代行工事などを行っていく。



ウー 2 東村山 3・4・15 の 2（上清戸）

本区間は、東村山 3・4・7 から東村山 3・4・24（けやき通り）までの 660mである。

平成 16 年 11 月 事業説明会

平成 16 年 12 月～平成 17 年 3 月 現況測量

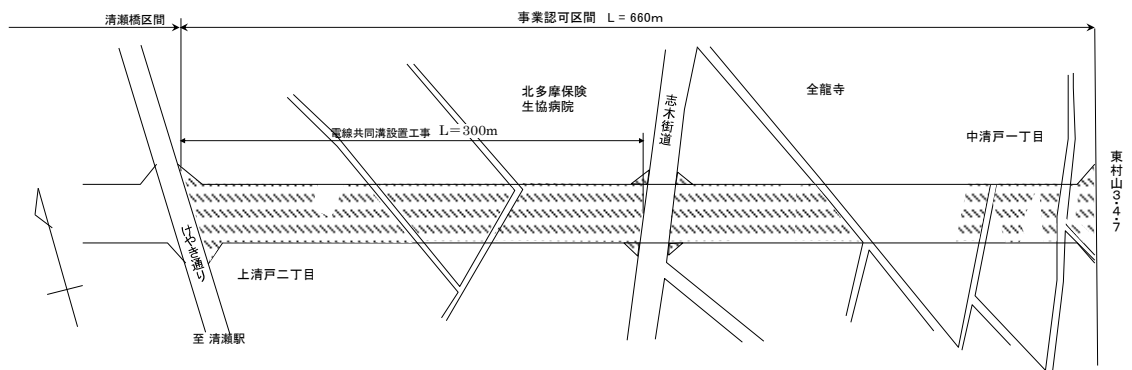
平成 17 年 7 月 用地測量説明会

平成 20 年 10 月 事業認可取得（上清戸）

平成 20 年 11 月 用地説明会（上清戸）

〈用 地〉平成 20 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 85%である。
今年度も引続き用地取得を進める。

〈工 事〉今年度はけやき通りから志木街道の区間で電線共同溝工事を行っていく。



ウー3 東村山3・4・15の2（中清戸）

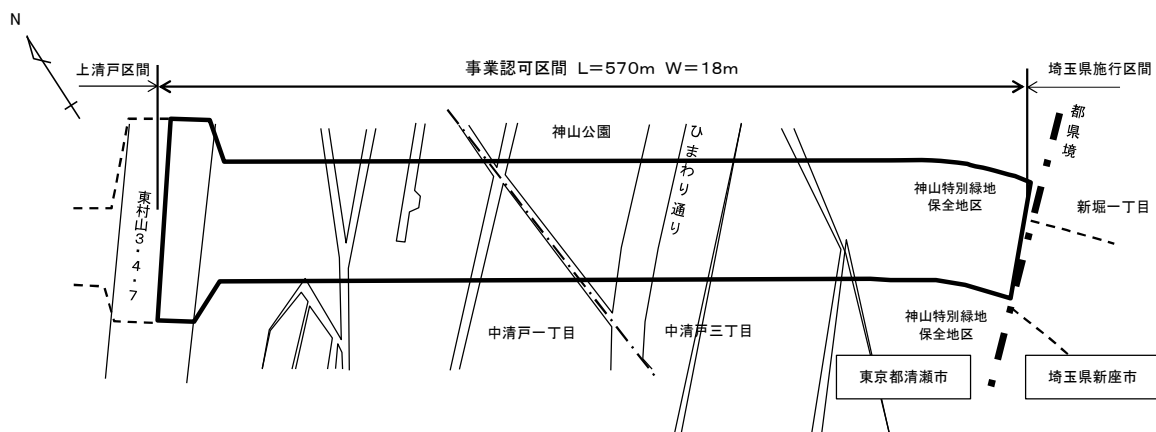
本区間は、埼玉県新座市境から東村山3・4・7までの570mである。

平成28年 2月 事業概要及び測量説明会

平成29年 1月 事業認可取得

平成30年 1月 用地説明会

〈用地〉平成29年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約3%である。
今年度も引続き用地取得を進める。



エ 東村山3・4・15の1号 新東京所沢線

本路線は、区部の放射7号線から延伸され、北多摩北部地域と埼玉県新座市及び所沢市を東西に結ぶ重要な都市計画道路の一区間であり、埼玉県新座市から東久留米市及び清瀬市を経由して埼玉県所沢市に至る都県境の幹線道路である。

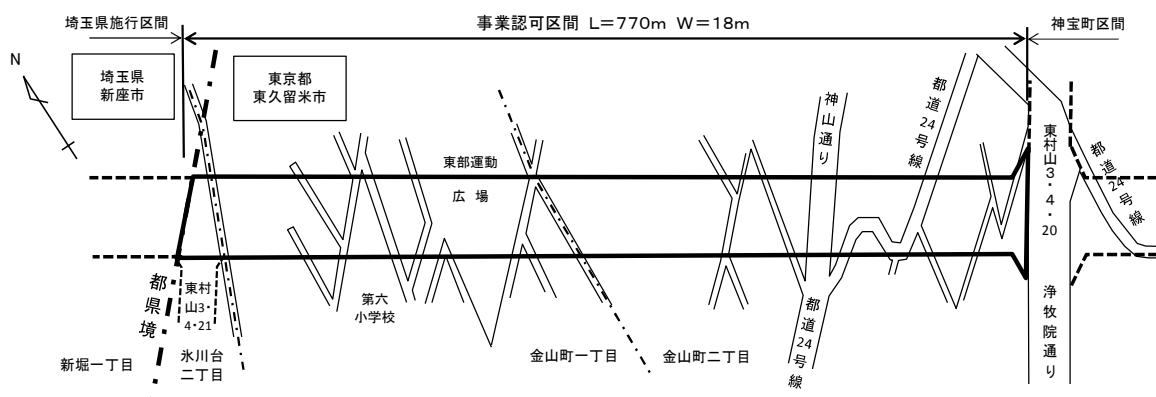
エー1 東村山3・4・15の1（金山町）

本区間は、東村山3・4・20（浄牧院通り）から埼玉県新座市境までの延長770mであり、隣接する埼玉県施行事業と連携して進めている。

平成28年 9月 事業概要及び測量説明会

平成30年 2月 事業認可取得

平成30年 10月 用地説明会



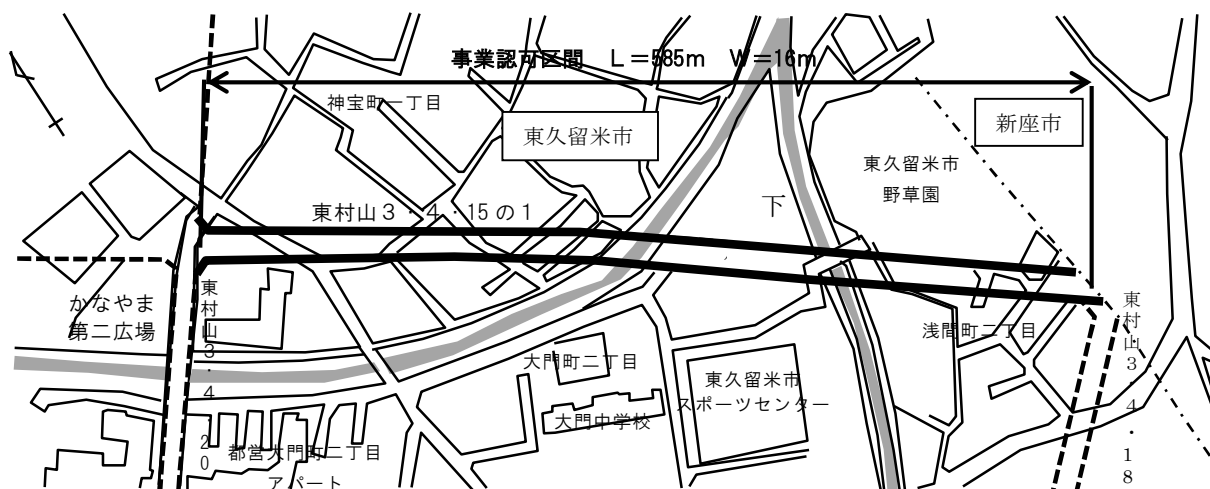
エー２ 東村山 3・4・15 の 1 (神宝町)

本区間は、東村山 3・4・20 (浄牧院通り) から埼玉県新座市境までの延長 585m であり、隣接する埼玉県施行事業と連携して進めている。

平成 30 年 2 月 事業概要及び測量説明会

平成 31 年 3 月 事業認可取得

〈用 地〉 令和元年度は用地説明会を開催し、用地取得に着手する。



オ 東村山 3・4・11 号 保谷東村山線

本路線は、西東京市・東久留米市・東村山市の各市を概ね東西に結ぶ幹線道路であり、全体延長 9.6km のうち 6.2km が当所の所管（東久留米市・東村山市）である。

オー 1 東村山 3・4・11（その 2）

東村山 3・4・11 は、交通渋滞の激しい所沢街道（主 4 号）のバイパス機能を担っており、全線の早期完成が強く望まれている。西東京市境から西側 950m を平成 11 年度から街路整備事業として施工している。なお、この西側、小金井街道までの 585m 区間（その 1）は完成している。

〈用 地〉平成 6 年 12 月に事業認可を得て着手し、平成 16 年度で用地取得を完了した。

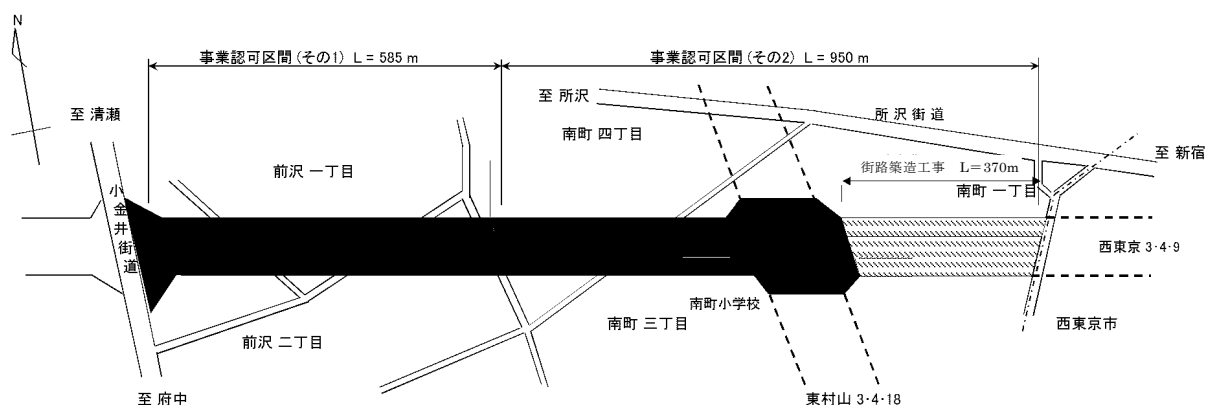
〈工 事〉平成 15 年度から、歩道整備工事に着手し、平成 19 年度には、東村山 3・4・18 との交差点までの区間の交通開放を行った。

平成 24 年度までに東村山 3・4・18 との交差点までの区間で電線共同溝及び引込連系管工事を実施した。

平成 25 年度に、同区間の植栽及び歩道舗装工事を行い工事完了した。

東村山 3・4・18 との交差点から西東京市境までの区間については、北南建管内の西東京 3・4・9 と時期を調整したうえで整備していく予定であり、平成 30 年度までに電線共同溝整備工事を実施した。

今年度より、街路築造工事を行っていく。



オー 2 東村山 3・4・11（青葉二丁目）

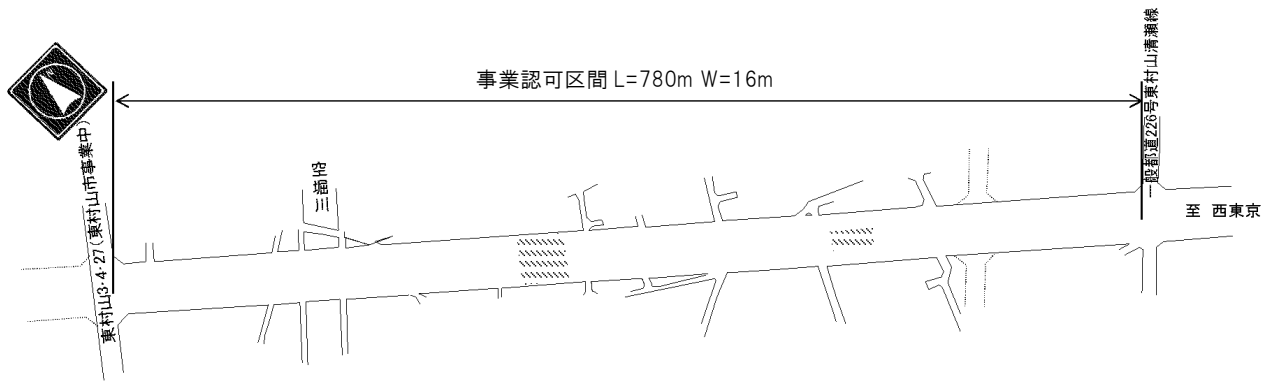
本区間は、東村山市青葉町二丁目から東村山市久米川町一丁目までの 780m ある。

平成 23 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 24 年 12 月 事業認可取得

平成 25 年 2 月 用地説明会

〈用 地〉平成 25 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 46% である。
今年度も引続き用地取得を進める。



オー3 東村山3・4・11 (久米川)

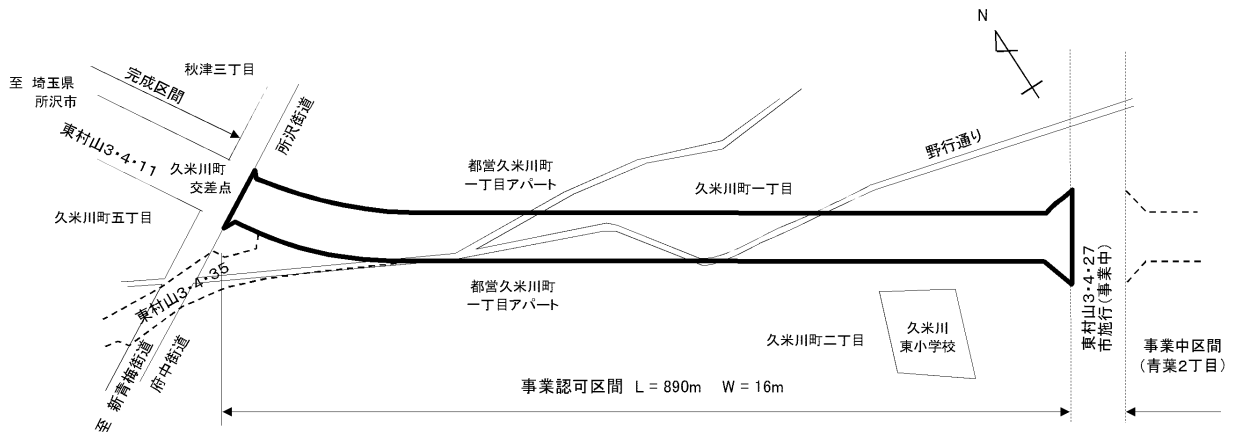
本区間は、東村山市久米川一丁目地内の890mである。

平成26年11月 事業概要及び測量説明会

平成28年2月 事業認可取得

平成28年7月 用地説明会

〈用地〉平成28年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約12%である。
今年度も引続き用地取得を進める。



カ 立川基地跡地昭島地区周辺の連街路

立川基地跡地昭島地区では区画整理事業が進められ、東京都としても、この区画整理区域に接続する3路線を整備中である。

カー1 昭島3・2・3号 国営公園南線

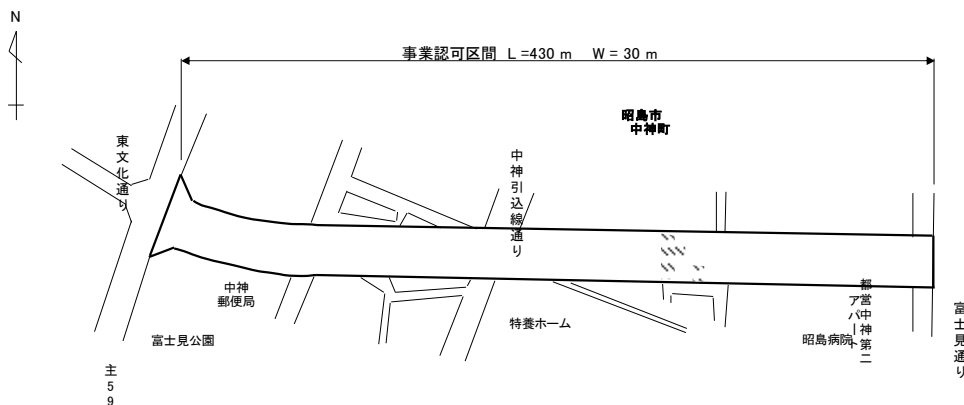
国営公園南線は、周辺に広域避難場所である昭和記念公園の他、多摩地域の防災活動の拠点となる立川地域防災センターが設置されており、救援物資輸送や避難路、緊急車両通行の役割を果たすとともに、昭島市北部地域から立川駅北口方面のアクセスを強化する路線である。

当該路線のうち、昭島市中神町地内の富士見通りから主要地方道八王子武蔵村山線（第59号）までの延長約430mについて、平成24年10月に事業概要及び測量説明会を開催し、平成25年12月5日に事業認可を取得している。

平成26年7月に用地説明会を開催し、用地折衝を進めている。

〈用地〉平成26年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約4%である。

今年度も引続き用地取得を進める。



カー2 昭島3・2・11号 国営公園西線

昭島3・2・11号国営公園西線は、南北方向の交通円滑化や立川基地跡地昭島地区へアクセスするほか、災害時には広域避難場所である昭和記念公園への避難路、あるいは防災活動拠点である立川広域防災基地からの緊急輸送道路としての役割を担う重要な道路である。

当該路線のうち、昭和中学校交差点から昭和記念公園西交差点までの延長約385mについて、平成27年8月に事業認可を受け、事業に着手した。

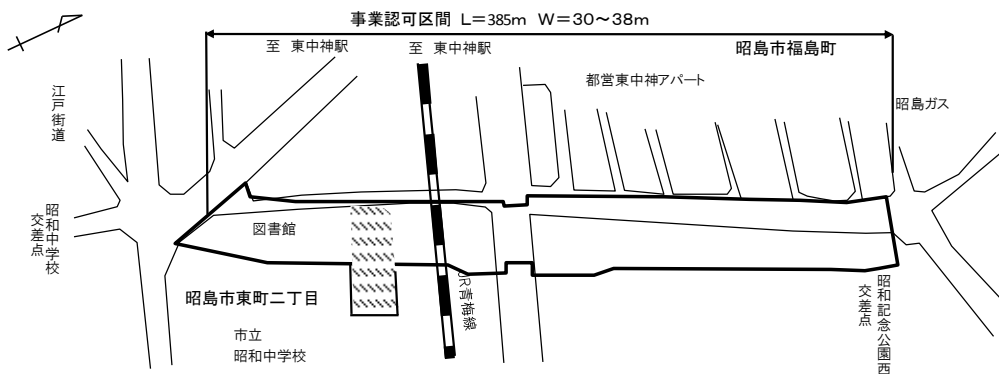
平成25年12月 事業概要及び測量説明会

平成27年8月 事業認可取得

〈用地〉平成28年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約41%である。

今年度も引続き用地取得を進める。

〈工事〉令和元年度は、工事着手に向けた関係機関との協議を進める。



カ-3 立川3・2・38号 国営公園西線

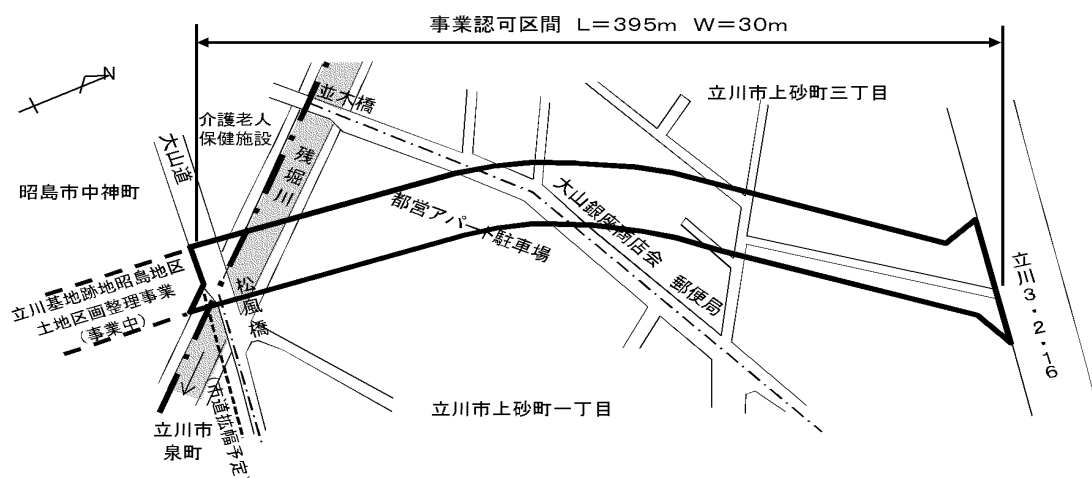
立川3・2・38号国営公園西線は昭島市境から立川3・4・39号線に至る全長約1,310mの都市計画道路であり、このうち区画整理事業の北側（昭島市境）から立川3・2・16までの延長395mについて平成27年12月に事業認可を受け、事業に着手した。

平成25年12月 事業概要及び測量説明会

平成27年12月 事業認可取得

平成28年6月 用地説明会

〈用地〉平成29年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約10%である。
今年度も引続き用地取得を進める。



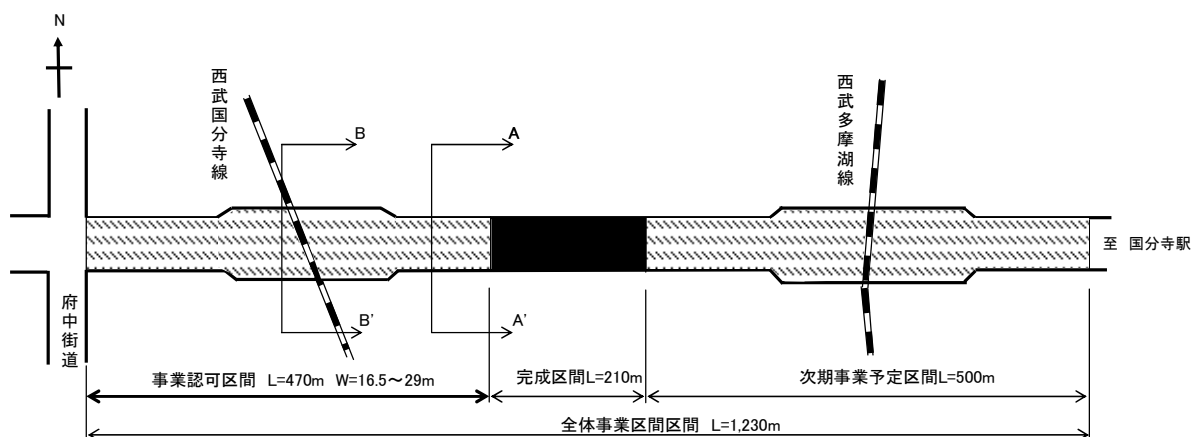
キ 国分寺3・4・6号 小金井国分寺線

小金井国分寺線は、国分寺市事業として昭和41年から事業を実施してきたが、市の財政上などの理由から、都事業として行うこととなった。

府中街道から完成区間まで470m（西武国分寺線交差区間）について、平成25年4月に東京都事業として事業認可を取得した。

〈用地〉令和元年度は、残る用地取得を進める。

〈工事〉令和元年度は、工事着手に向け関係機関と協議を進める。



ク 国分寺 3・4・3 号 国分寺駅国立線

国分寺駅国立線は、国分寺駅と国立駅を東西に結ぶ延長 2.2km 幅員 16m の都市計画道路で、国分寺駅付近約 200m の完成部分を除き概成或いは未整備となっている。

府中 3・3・8 と府中街道の間は、一部区間で歩道も無く屈曲していることや、付近に病院が多いこと等から整備要望の強い路線である。

府中 3・3・8 付近から JR 武蔵野線付近までの 650m について、平成 12 年 12 月に事業認可を受け事業に着手した。

〈用 地〉平成 12 年度から用地取得に着手。平成 30 年度末の取得率は約 96% である。

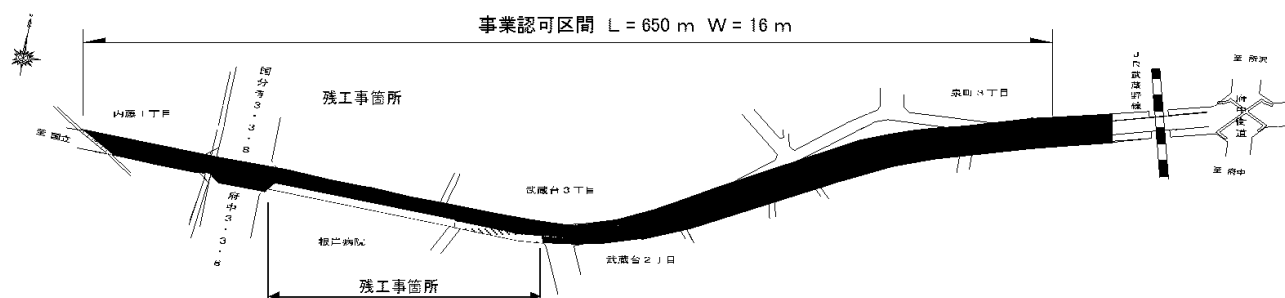
今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 16 年度から、街築工事に着手した。

平成 23 年度末までに府中 3・3・8 交差点付近の一部を除き、街築工事及び電線共同溝工事を実施した。

平成 24 年度は、事業の完了に向け、未取得用地箇所を除き歩道整備工事を実施した。

今後、用地取得後に街築工事及び電線共同溝工事を行い、工事完了を目指す。



ケ 東村山 3・4・18 号 新小金井久留米線

新小金井久留米線は、小金井市・武蔵野市・西東京市・東久留米市の各市を南北に結ぶ幹線道路であり、全体延長 7.8km のうち 3.3km が当所の所管（東久留米市）である。このうち、北原交差点（西東京市北原町地内）への交通集中を緩和するため、東村山 3・4・11 の整備に加え、所沢街道から新青梅街道間約 810m を事業中である。

ケー 1 東村山 3・4・18（その 2）

本箇所は、（その 1）区間の南側で、事業中の東村山 3・4・11 から新青梅街道に至る延長 630m の区間である。平成 10 年 7 月に事業認可を受け、事業に着手した。

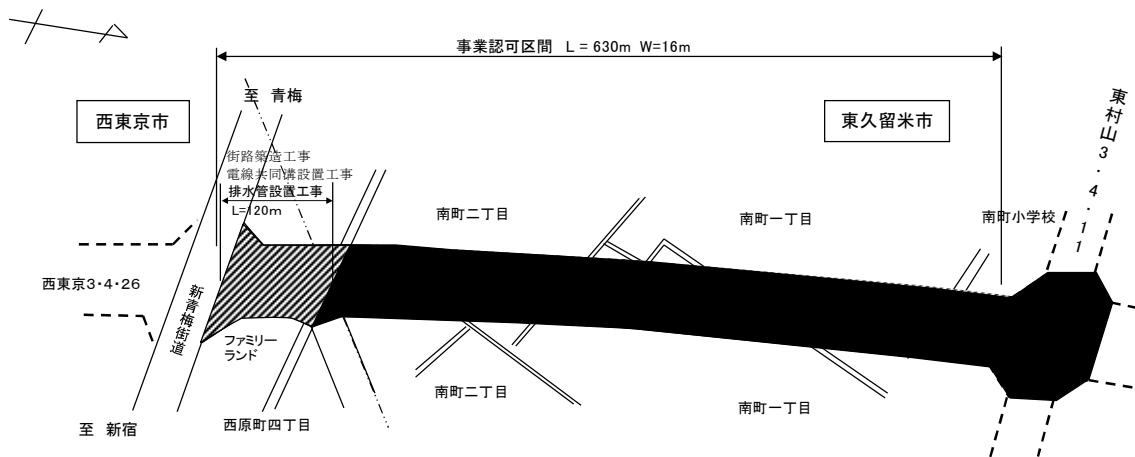
なお、西東京市区域の新青梅街道付近の約 120m は、北南建管内の西東京 3・4・26 であるが、一体的に整備を図るため、当所が施行する。

〈用 地〉平成 10 年度より用地取得に着手し、平成 30 年度に完了した。

〈工 事〉平成 19 年度から街路築造工事に着手し、平成 23 年度までに東村山 3・4・11 から柳新田通り（市道）付近までの街築工事、電線共同溝工事及び引込連系管工事を実施した。

平成 24 年度に、東村山 3・4・11 から柳新田通り（市道）までの歩道及び交差点整備工事を実施し、平成 25 年 3 月 7 日に交通開放を行った。

残る新青梅街道までの区間については、平成 30 年度から排水管設置工事を行っている。今年度より、街路築造工事及び電線共同溝整備工事を行っていく。



コ 国分寺 3・4・11 号府中国分寺線及び府中 3・4・21 号府中国分寺線

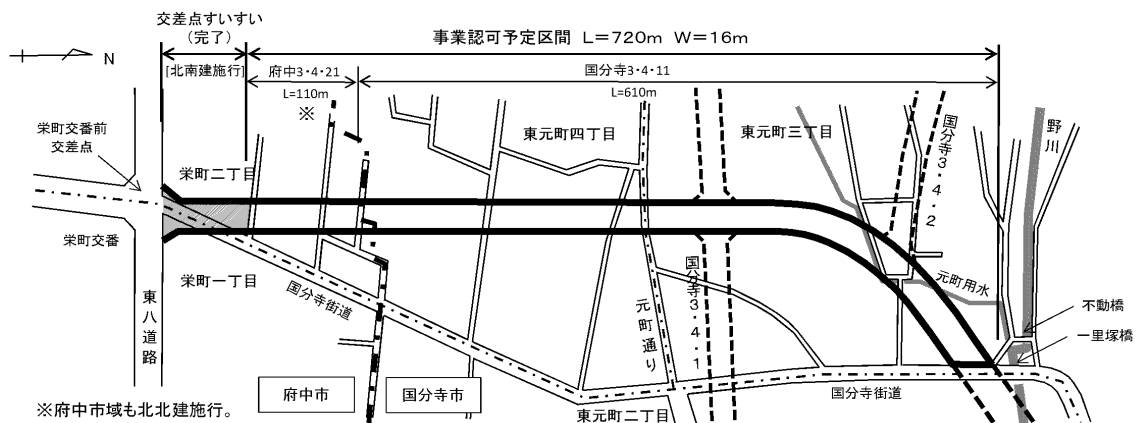
本路線は、府中市、国分寺市、小平市を結ぶ、南北方向の幹線道路であり、緊急輸送道路としての役割も担う重要な都市計画道路である。

コー 1 国分寺 3・4・11（東元町）

本区間は、国分寺街道の栄町交番前交差点付近から一里塚橋付近までの延長約 720m であり、地元市による周辺まちづくりの検討と連携して進めている。

平成 28 年 2 月に事業概要及び測量説明会を開催し、平成 31 年 3 月に事業認可を取得した。

〈用 地〉令和元年度は用地説明会を開催し、用地取得に着手する。



(2) 道路・橋梁整備事業

ア 一般都道東村山東大和線第 128 号（廻田、清水）

本路線は、東村山市と東大和市とを結ぶ準幹線道路であり、バス路線にもなっているが幅員が狭く（7.5m）歩道が未整備であった。

用地取得が完了した東村山市区間から順次工事着手し、特に赤坂橋付近は線形が急カーブで、かつ交差点による交通渋滞が常時発生する区間であり、これを解消すべく平成 18 年度から工事に着手した。

なお、赤坂橋以西の東大和市側（清水）は立川 3・4・26（幅員 16.0m）の都市計画に沿って整備する。

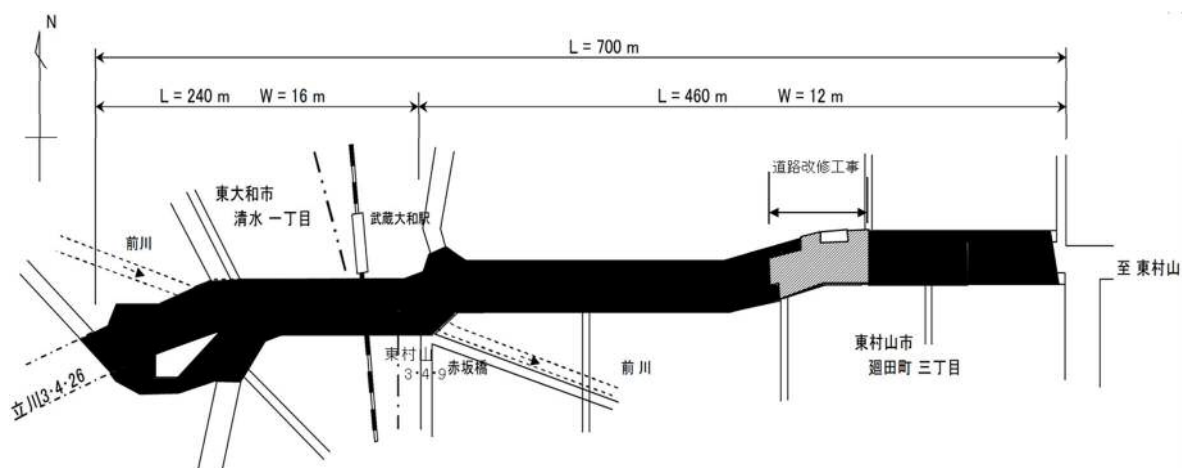
〈用 地〉平成 7 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 99% である。

今年度も引続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 16 年度から工事着手し、平成 23 年度までに、一部区間の道路整備工事と、用地未取得箇所を除く区間で水路工事を実施した。

平成 25 年度には、残る水路工事及び廻田赤坂交差点から武蔵大和駅西交差点間の工事を完了し、平成 26 年度工事では、新設道路区間の整備及び武蔵大和駅西交差点部の交通切り替えを実施し、平成 27 年度は、現道の再整備区間を施工し、16m 区間の事業が完了した。

残る、廻田町三丁目の 12m 区間の一部については、用地取得が完了次第整備を行うこととしている。



イ 主要地方道立川所沢線（第16号）、一般都道中島十番線（第144号）

本区間は、立川市幸町四丁目から小平市小川町一丁目に至る延長1,020mである。

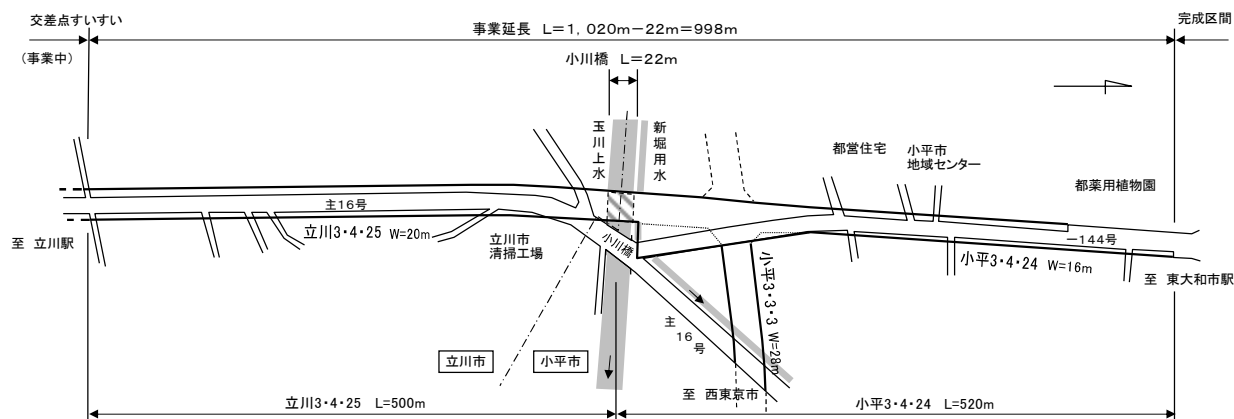
平成26年10月 事業概要及び測量説明会

平成27年8月 事業認可取得

平成27年12月 用地説明会

〈用地〉平成27年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約9%である。

今年度も引続き用地取得を進める。



5 交通安全施設整備事業

(1) 交通安全施設

管内の道路は、急激な都市化と増加する交通量により、主要幹線道路はもとより生活道路にまで自動車があふれ、歩行者が危険にさらされるとともに交通渋滞を引き起こしている。

このため、住民や関係機関から道路の改善や拡幅に関する要望や苦情も多い。

こうした現状を打開するため、道路ネットワーク構築と合わせ、交通事故の防止と歩行者等の安全確保のため、広い歩道の整備や歩道のバリアフリー化などを交通安全施設整備事業により実施している。

ア 歩道設置事業

歩道は、歩行者の安全・快適な通行を保つ上で大変重要な施設の一つである。しかし、未だ歩道がない箇所、あるいは狭い箇所が残っている。それらの箇所について、車椅子がすれ違うことのできる2m以上の幅員を有した、誰もが安心して歩くことのできる歩道を設置するため、歩道整備事業を実施している。

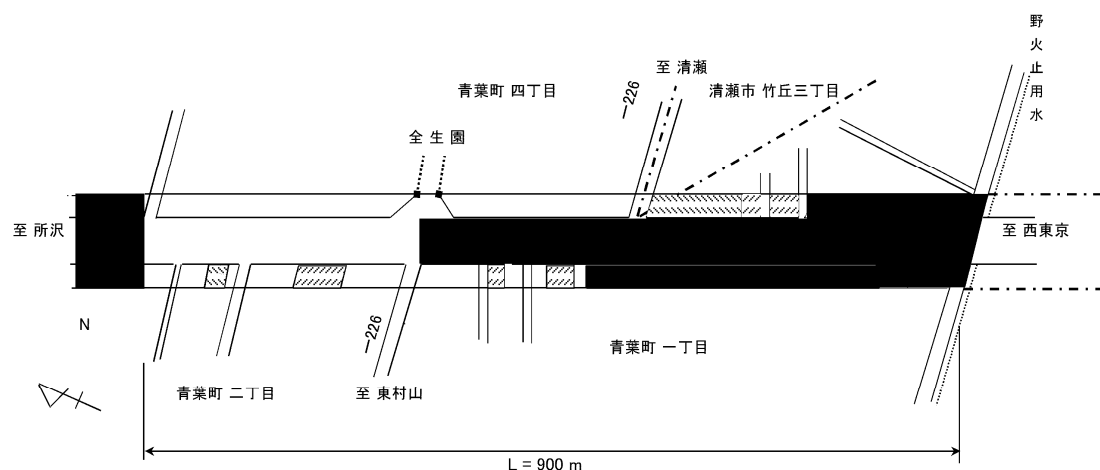
ア-1 主4（全生園）

本事業は、主要地方道東京所沢線（第4号）所沢街道のうち東村山市青葉町一丁目から同市青葉町二丁目地内の延長900m区間において、現道路の両側に幅2.5mの歩道を新たに設置する事業である。

〈用地〉平成30年度末の取得率は約59%である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工事〉平成19年度から、用地取得済み箇所から順次歩道整備の工事を行っている。



ア-2 - 227 (大沼町)

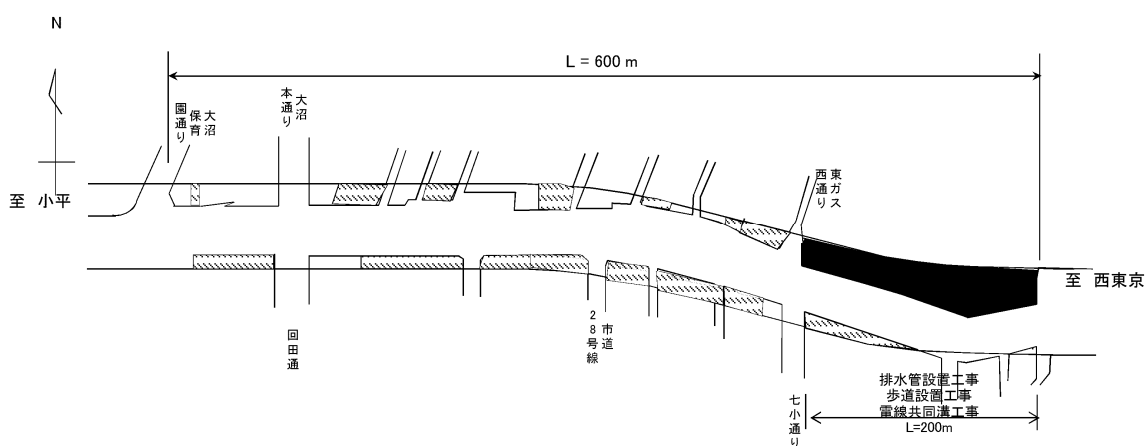
本事業は、一般都道小平停車場野中新田線（第 227 号）のうち小平市大沼町一丁目から同市大沼町二丁目地内の延長 600m 区間において、現道路の両側に幅 3.5m の歩道を新たに設置する事業である。

〈用 地〉平成 30 年度末の取得率は約 85% である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 29 年度から、用地取得済み箇所から順次歩道整備の工事を行っている。

今年度は排水管設置工事及び歩道設置工事、電線共同溝工事を行っていく。



イ 第3次交差点すいすいプラン

東京都では、慢性的な交通渋滞を緩和するために、平成 6 年度当時、都市計画道路の整備率が 40% であった多摩地域を中心に、比較的短期間に、少額の投資で効果が発揮できる「交差点改良事業」を重点的に取り組むこととし、「交差点すいすいプラン 100」を策定した。

そのうち、当所では、計画最終年度の平成 16 年度までに、19 箇所が完成又は概成となった。

この「交差点すいすいプラン 100」に引き続き、平成 17 年度に「第 2 次交差点すいすいプラン」を策定、当所管内では 18 箇所が整備対象となった。

平成 26 年度までに 2 箇所（松山三丁目、西東京警察病院入口）が完成、3 箇所が概成（天王橋第二、三本榎、堀向北）となり、8 箇所が事業中となっている。

また、平成 27 年 3 月には、「第三次交差点すいすいプラン」を策定しており、当所管内では、新規 7 箇所、継続 9 箇所の計 16 箇所が対象となっている。

イー1 主7（喜平橋）

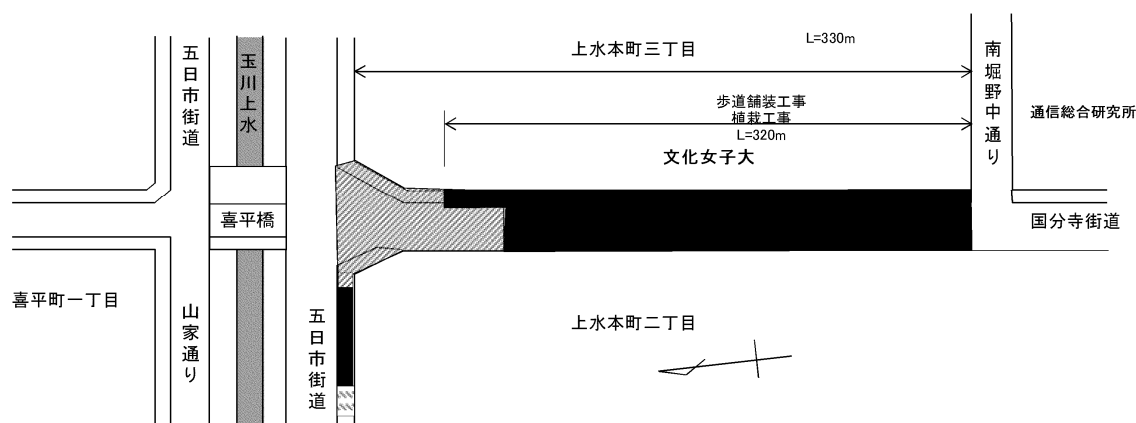
本事業は、主要地方道杉並あきる野線（第7号五日市街道）と一般都道小川山府中線（第133号）の交差する喜平橋交差点において交差点改良工事を行うとともに、一般都道小川山府中線において歩道設置及び電線共同溝設置を行うものである。

交差点改良工事は、五日市街道に左折レーンを設置するものである。

〈用 地〉平成30年度末の取得率は約91%である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成26年度には企業者工事を進めており、平成27年度から平成29年度にかけて、歩道設置及び電線共同溝設置を行った。今年度は歩道舗装工事及び植栽工事を行っていく。



イー2 - 162（三ツ木）

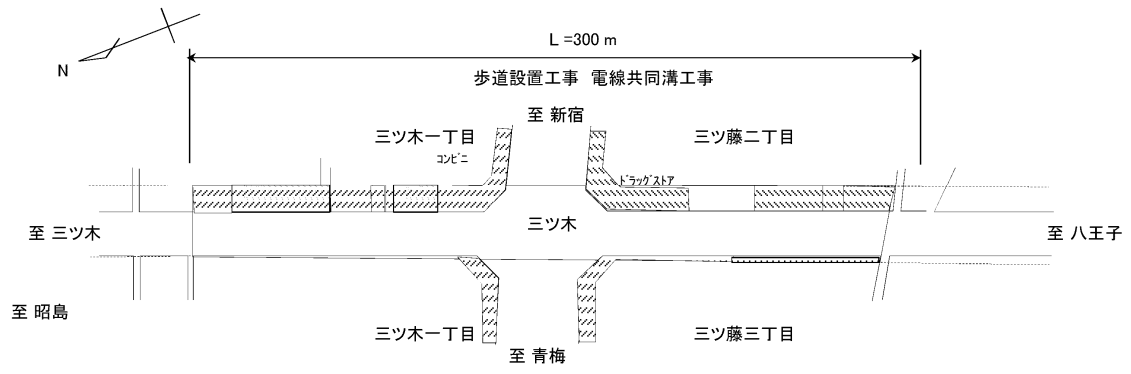
本事業は、主要地方道新宿青梅線（第5号新青梅街道）と一般都道三ツ木八王子線（第162号）の交差する三ツ木交差点において交差点改良工事を行うとともに、一般都道三ツ木八王子線において歩道設置及び電線共同溝設置を行うものである。

交差点改良工事は、一般都道三ツ木八王子線に右折レーンを設置するものである。

〈用 地〉平成30年度末の取得率は約96%である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉今年度より、歩道設置工事及び電線共同溝工事を行っていく。



<<資料編>>

資-12 平成30年度 交通安全施設事業の主な実施箇所

資-13 令和元年度 交通安全施設事業の主な実施予定箇所

資-14 第3次交差点すいすいプラン実施状況及び予定

Ⅲ 河 川

1 河川の現況

当所が管理する一級河川は、管内を概ね南東に流れる多摩川水系 2 河川（残堀川、野川、延べ延長約 12.6km）、概ね北東に流れる荒川水系 6 河川（柳瀬川、空堀川、奈良橋川、黒目川、落合川、石神井川、延べ延長約 34.4km）で合計 8 河川（約 47km）である。

また、市が管理する準用河川が荒川水系で 1 河川（北川約 3.2km）ある。

ほかに河川法の適用を受けない普通河川が多数存在しており、これらは地方分権に伴い市への引き継ぎが行われ、地元の市、または水利組合が管理している。

当所が管理する法定河川 8 河川のうち 6 河川については、1 時間 50 ミリの降雨に対応するため、中小河川整備事業として護岸の整備を進めており、平成 30 年度末現在の護岸整備済延長は 32.98km であり、整備計画延長に対する整備率は約 83% である。（資-15）

未改修部分の川幅は 3～7 m 程度と狭く、護岸は昭和 40 年代以前に構築されたものが多く、老朽化が進むとともに洪水を流下させる能力が不足している。

また、市街化の進展に伴う田畑や緑地の減少などにより、雨水が地中に浸透しにくくなり、雨が降ると短時間に雨水が下水道管などを通して一気に河川に流れ込み、水害が発生しやすい状況になっている。



空堀川 念仏塚橋下流付近（未整備箇所、武蔵村山市）

このような状況を改善するため、用地の取得や工事施工上の課題を解決しながら河川の改修促進（中小河川整備事業）に努めているところである。また、荒川水系では下流埼玉県管理区間の整備と整合を図りながら事業を進めていかなければならない状況にある。

当所では、都県境付近に黒目川黒目橋調節池や柳瀬川金山調節池などの洪水調節池を整備するほか、空堀川では下流からの改修とともに、上流部において将来の本川河道を先行的に整備して暫定的に河道内調節池として利用する等、下流への洪水の増大を防止しつつ護岸改修（河道整備）を進めている。さらに、これら河川の維持管理にも日頃より万全を期している。

整備に際しては、治水上の能力向上とあわせて、管理用通路を緑豊かな遊歩道として整備し、旧川などのスペースがある箇所では緩傾斜護岸や階段を整備するなど、人々が水辺に親しめる工夫を行うとともに、動植物の生息・生育環境にも配慮した多自然川づくりに努めている。

2 河川の管理

自然公物である河川を適正に維持管理するため、次のような事務を行っている。

(1) 許認可事務

河川は公共物であって、本来他人の使用を妨げない限度において、一般公衆の自由な使用に供されるものである。しかし、自由使用の範囲を越え、他人の使用を妨げ、または公共の利益に反する恐れがある使用等については制限が必要である。そのため、許可事項として一定の規制を行っている。

河川及び水路の占用許可等の件数は表-18のとおりである。

表-18 平成30年度 河川及び水路の占用等の件数

(単位:件)

種 別		河川別		
		河 川	水 路	合 計
占 使 用	継 続	1,830	3	1,833
	新 規 等	13	0	13
	小 計	1,843	3	1,846
自 費 工 事		7	0	7
都 市 計 画 法 に 基 づ く 同 意 事 項		0	0	0
編 入 同 意		0	0	0
用 途 廃 止		0	0	0
交 換 寄 付		0	0	0
そ の 他		0	0	0
計		1,850	3	1,853

(2) 日常の維持管理事務

住民からの要望や苦情に対する対応、河川敷に関わる不法占用及び不法投棄の処理などである。

また、河川の水質異常事故に対して、関係部署と協力して迅速に対応している。

(3) 財産管理事務

財産管理事務の主なものは次のとおりである。

- ① 河川整備工事に伴う旧川の利用計画作成・廃川告示等
- ② 申請に基づく河川区域線を証明するための官民境界の立会い
- ③ 用地取得後の事業用地の管理
- ④ 河川用地と民地との交換
- ⑤ 河川用地と他局用地との所管換え

こうした維持管理及び財産管理を適正に行うため、河川区域図等の整備を進めている。

(平成 30 年度末の整備率：約 65%)

(4) 河川監察

主な項目は次のとおりである。

- ① 河川護岸等の損傷の早期発見と事故の未然防止
- ② 河川に関する禁止行為の発見と是正
- ③ 河川用地の不法占用物件の発見と是正
- ④ 河川への不法投棄の発見と除去

近年、河川区域内の不法占用に対する監察の必要性が高まっており、建設局でも毎年「不法占用等の実態調査」を実施している。

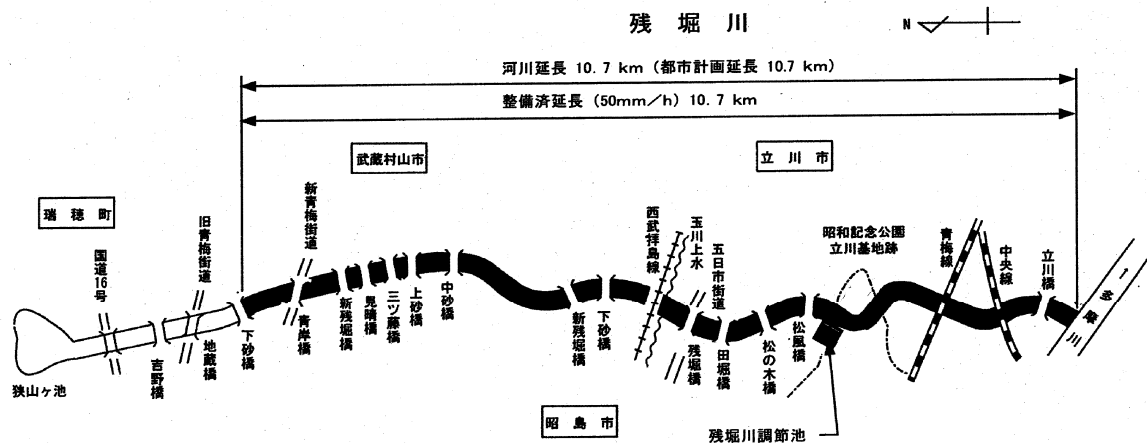
日常管理においては、定期的に河川沿いを徒歩で巡回しており、不法占用等を発見したときは、関係各課・工区等と密接な連絡を取り、適切な措置を行っている。

3 中小河川整備事業

(1) 残堀川

残堀川は、西多摩郡瑞穂町の狭山ヶ池に源を発し、南東に流れて武蔵村山市、昭島市を貫流し立川市日野橋上流で多摩川に合流する延長 14.5km、流域面積 34.7km²の一級河川である。中流部では国営昭和記念公園内を貫流している。

このうち、延長 10.7km (多摩川合流点～瑞穂町境・下砂橋) が当所の管理区間である。



流域の大部分は立川段丘に属し、地形も比較的平坦であり、河道は立川ローム層に堀込河道を形成しながら流下しているが、段丘の端部で約 10m の落差を形成している。

本川の改修事業は、昭和 34 年から五日市街道の残堀橋より上流へ 5.36km にわたり暫定改修工事を行い、昭和 38 年度に完成している。

昭和 39 年度より、国営昭和記念公園下流端から多摩川合流点に至る区間の工事に着手し、時間雨量 30 ミリ規模の改修が完了している。

また、昭和 43 年 3 月 30 日に時間雨量 50 ミリ規模での全川改修が計画決定され、平成 16 年度までに JR 中央線から西多摩郡瑞穂町の下砂橋下流までの護岸が完成した。

昭和 62 年度から進めた河床掘削についても、平成 2 年度で下砂橋下流までの掘削が完了し、国営昭和記念公園下流部より段丘端部の落差までの間を除き、平成 7 年度で当所の管理区間は、時間雨量 50 ミリ対応の河川断面が概成した。



立川橋上流付近(立川市)

なお、国営昭和記念公園下流部の河積狭小部の水害軽減については、昭和62年度、国から同公園内の用地を借地し、暫定的に洪水調節池を設置した。

しかしながら、当該箇所は公園計画上重要な場所に位置しており、平成30年度までの暫定措置として土地を借用していたことから、恒久的な洪水調節機能を確保するため、対岸の立川基地跡地・昭島地区において平成25年度より残堀川調節池 (60,000m³貯留) の整備を進め、平成29年度に完成した。平成30年度に国営昭和記念公園内調節池を撤去し、現況復旧して国に返還した。

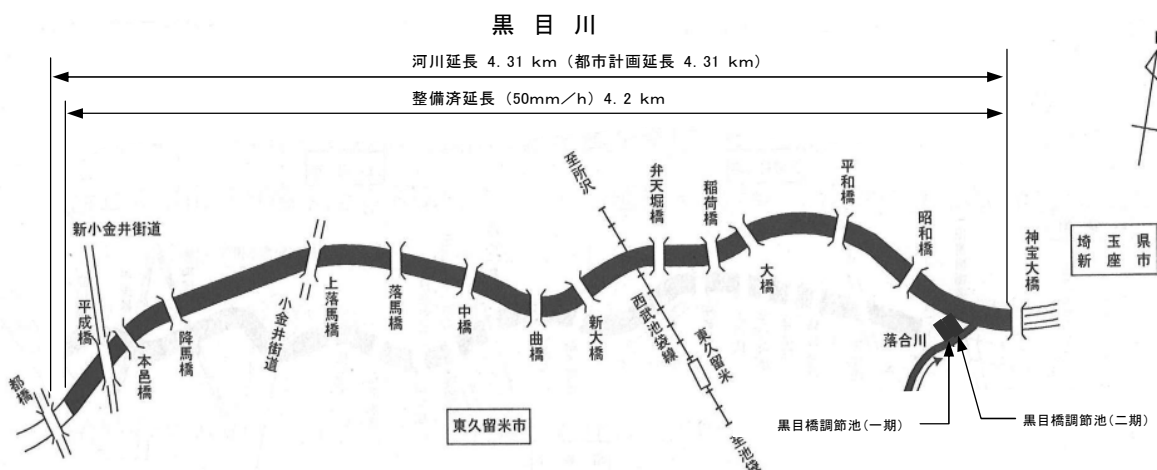
また、源流からの水量及び流域からの流入水量の減少、流水の地下浸透により、降雨時を除き管内全川にわたり水涸れ現象が発生しており、住民及び流域自治体からは水辺環境の改善を求められている。

これらに対処するため、平成 13 年度から平成 20 年度にかけて西多摩建設事務所との管理境の下砂橋下流から下流に向け河床に粘土張りを施すなど、流水を確保し環境保全に努めている。

(2) 黒目川

黒目川は、小平市小平霊園付近に源を發し、東久留米市内を東流し、埼玉県境において落合川と合流し、その後埼玉県内を流下し朝霞市で新河岸川に合流する延長 17.3km、流域面積 37.6km²の一級河川である。

このうち延長 4.3km、流域面積 18.6km²（落合川流域を含む）が東京都に属している。



昭和 38 年度に都県界から都橋・所沢街道（一級河川終点）までの 4.31km を都市計画決定したが、下流埼玉県内が未改修のため、昭和 42 年度までは、用地取得を行ったのみで本格的な改修工事を実施することができなかった。

しかし、度重なる水害に早期改修を望む地元からの声が高まってきたため、埼玉県と調整を図り、県内河川の流下能力に見合った暫定改修を昭和 43 年度から行うこととし、昭和 57 年度に時間雨量 30 ミリ規模の工事を完了した。

また、昭和 57 年度に下流部から時間雨量 50 ミリ（下流埼玉県内の流下能力見合いで河床高により時間雨量 30 ミリに調整）規模の護岸改修工事に着手し、都橋下流右岸部分を除く 4.27km が完成している。管理用通路には植栽を行い、サイクリング道路等として開放し地域の人々に親しまれている。



降馬橋下流付近(東久留米市)

さらに、黒目川と落合川との合流部に「黒目川黒目橋調節池」を設置し、都県境からの流出量を現況の時間雨量 30 ミリに抑制しながら、流域の流下能力を時間雨量 50 ミリに引き上げることとし、平成 4 年 10 月から第一期の調節池工事に着手し、平成 14 年 3 月に完成、同年 4 月より一期分（貯留量 159,400m³）の供用を開始している。

平成 20 年度に二期分（貯留量 61,600m³）の工事を再開し、25 年度末には調節池の躯体・取水堰等が完成した。その後も、換気棟の建築や設備（電気、機械）、放流渠等の工事を進め、29 年 7 月に調節池本体の整備が完了した。

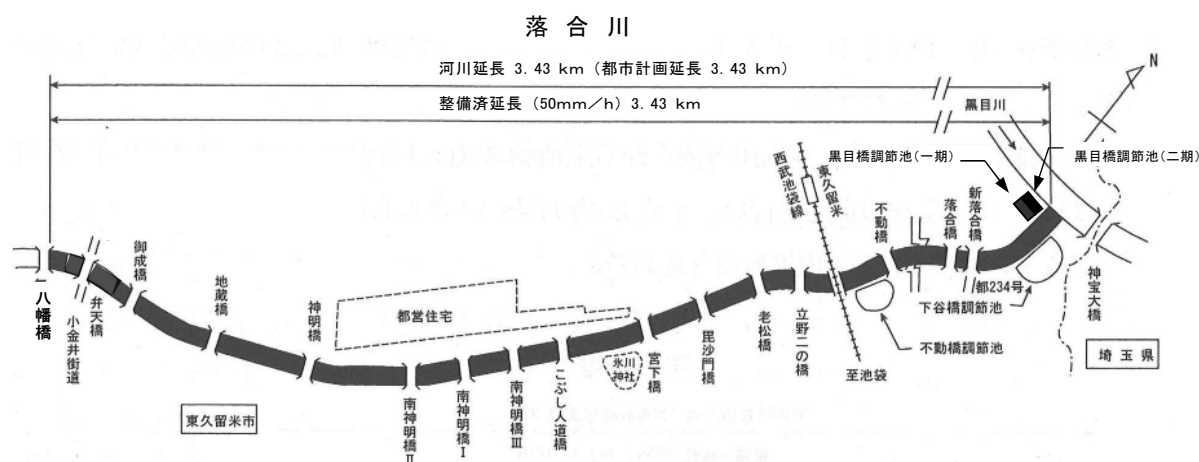
黒目川では、今後、暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量 50 ミリ規模に引き上げていく予定である。

〈用 地〉 都橋下流右岸の一部を除き用地取得は完了している。

〈工 事〉 黒目橋調節池付近において河川管理用通路、上部公園復旧工事等を行う。

(3) 落合川

落合川は、東久留米市八幡町に源を発し、東流して普通河川立野川を合流後、都県境付近で黒目川に合流する延長 3.4km 流域面積 6.8km² の一級河川である。



昭和44年に黒目川合流点から一級河川終点まで3.43kmの都市計画決定後、事業に着手した。下流黒目川の改修工事との関連で当初は用地取得を先行させていたが、昭和47年度から黒目川の改修規模に整合させて暫定改修（時間雨量30ミリ対応）を進めてきた。黒目川同様、昭和57年度に黒目川合流点から時間雨量50ミリ規模の護岸改修工事に着手し、平成22年度に護岸の整備が完成した。



毘沙門橋下流付近(東久留米市)

なお、整備にあたっては、沿川自治会や「川の交流会」など地域の方々の意向を踏まえながら、できる限り自然環境に配慮し整備を進めた。

落合川では、調節池を2箇所（下谷橋、不動橋）設置する予定であり、また、暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量 50 ミリ規模に引き上げていく予定である。

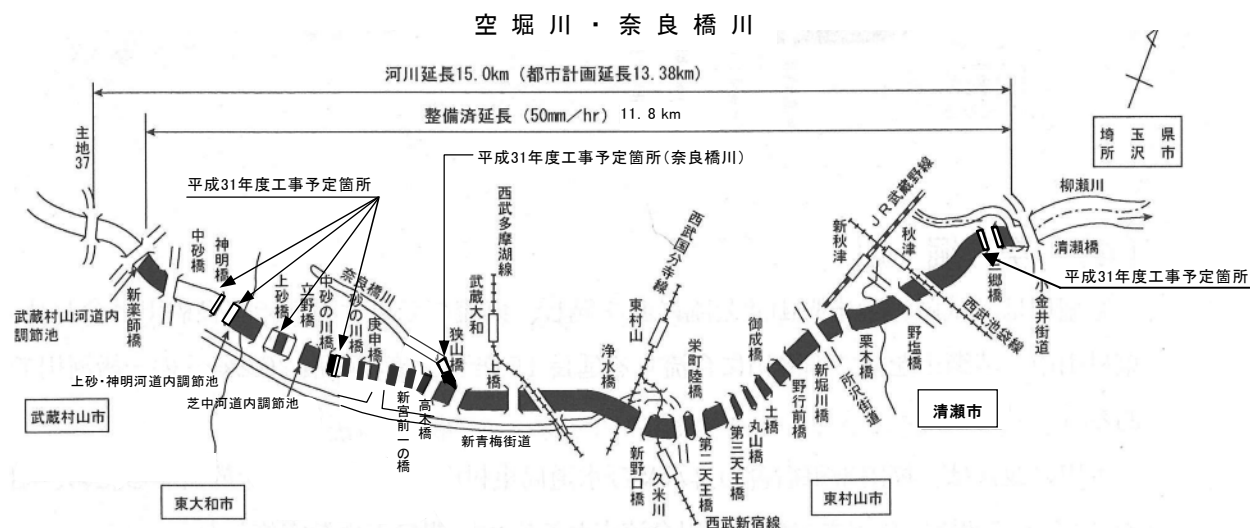
令和元年から、落合川下谷橋調節池整備に向け、遺跡調査を実施する。

〈用 地〉 調節池予定地の用地取得は完了している。

(4) 空堀川、奈良橋川

空堀川は、武蔵村山市野山北公園に源を発し、東流して東大和市で奈良橋川を合流後、東村山市、清瀬市を経て柳瀬川に合流する延長 15.0km、流域面積 26.8km²（奈良橋川流域を含む）の一級河川である。

奈良橋川は、武蔵村山市中藤にある番太池や赤坂池などの湧水を源水として東流し、東大和市の高木橋付近で空堀川に合流する延長 2.9km の一級河川である。



空堀川の改修は、横田米軍宿舎の排水及び水道局東村山浄水場の余水を放流するため、昭和 32 年から昭和 40 年までに柳瀬川合流点から庚申橋間の工事を実施した。

昭和 41 年には、都営村山団地の建設に伴う排水放流に備えて、庚申橋から団地放流口までの約 1.8km の区間について工事を実施した。しかし、この改修規模は各排水放流に対応するのが限度であり、洪水に対し十分でないことから、昭和 46 年 11 月都市計画決定され、ただちに柳瀬川合流点から野行前橋間について事業化した。

さらに、昭和 55 年度以降、順次上流に向けて整備を進めており、現在、新庚申橋上流の区間において工事を行っている。

また、中・上流部の水害軽減を目的とし、平成 14 年度までに 5 箇所の河道内調節池を暫定整備し、約 11 万 m³ の貯留を確保した（現在までに、下流側の狭山・高木河道内調節池及び庚申橋調節池は河道として本整備されたため現貯留能力は約 8 万 m³ である）。



新宮前の橋上流付近（東大和市）

この他にも、水衝部となっていた高木橋上流部の奈良橋川合流部を平成 21 年度に仮設水路により高木橋下流に切回すなど、水害を早期に軽減する取り組みを行ってきた。

平成 10 年度末には、10 年余りに及んだ栄町陸橋から浄水橋付近の護岸改修工事が完

成し、水害に対する安全性が高まった。この完成を記念して、毎年「川まつり」が地域の町会や商店街等が中心になって盛大に行われ、空堀川が地域にとって水辺や緑を楽しむかけがえのないものとなっている。

〈用 地〉・空堀川

立野橋～上砂橋間については、用地取得が完了している。

神明橋～中砂橋間(平成 21 年 11 月事業認可、延長約 540m)については、平成 22 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の用地取得率は約 92%である。今年度も引き続き用地取得を進める。

・奈良橋川

空堀川合流点から上流約 390m 区間について、平成 18 年 10 月 25 日に河川予定地の指定を行い、平成 30 年度末の用地取得率は約 92%である。今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉・空堀川

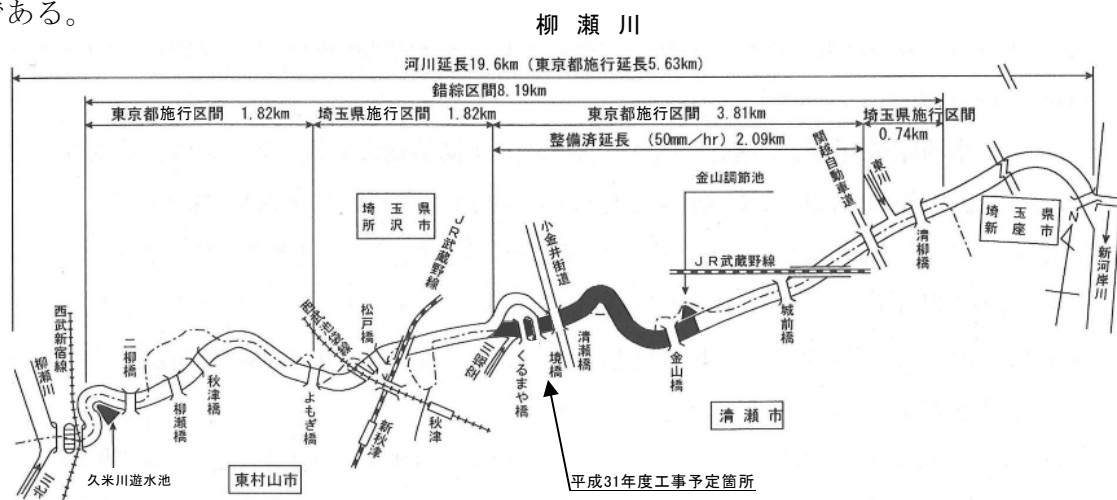
東芝中橋上下流の護岸及び橋梁工事、新中砂橋上下流の護岸及び橋梁工事、中砂の川橋上下流の護岸及び橋梁工事、神明橋上下流の護岸及び橋梁工事、三郷橋上流の河床整備を行う。

・奈良橋川

北高木橋上流の護岸工事を行う。

(5) 柳瀬川

柳瀬川は、狭山丘陵の山口貯水池（狭山湖）の余水に源を発し、所沢市と東村山市、清瀬市の境界を錯綜して流下し、関越自動車道下流から埼玉領域となり、新座市、富士見市、志木市を東流して新河岸川に合流する延長 19.6km、流域面積 95.5km² の一級河川である。



本川の改修工事实施にあたっては、中流部の都県錯綜区間 8.2km について、昭和 59 年 8 月、埼玉県と工事協定を締結し、関越自動車道から空堀川合流点までの 3.81km 及びよ

もぎ橋から北川合流点までの 1.82km を東京都が施行することとなった。

関越自動車道から空堀川合流点上流までのうち、昭和 61 年度から金山調節池の設置を条件に清瀬橋付近の空堀川の合流形状を改良できることとなり、昭和 61 年 6 月に金山橋下流左岸を河川予定地に指定し、平成 6 年 3 月に金山調節池（46,000m³ 貯留）が完成、供用を開始している。

金山調節池においては、平成 13 年度より住民と市・都が協働してワークショップ方式による環境保全の試みを行っており、住民と協働した川づくりを進めている。

また、空堀川との合流点付近については、平成 18 年度に第一段階、平成 22 年度に第二段階として「柳瀬川・空堀川合流点付近の川づくり懇談会」を開催し、整備箇所の基本方針及び現柳瀬川の適正な流量、分水施設の構造などについて意見交換を行い、取りまとめられた成果に基づき整備を進めてきた。柳瀬川・空堀川新合流点の整備は平成 28 年 8 月に完了した。



清瀬橋上流付近(清瀬市)

<工 事> 清瀬橋上下流の旧川部において、旧川整備及び橋梁工事を行う。

4 その他の河川事業

(1) 河川防災

各河川の未整備区間について、局部的水害防除を目的として、老朽化した護岸の補修、河床低下により根入れ不足となった護岸の補強、洗掘箇所の根固め工事等を実施する。

また、予防保全型管理として、黒目川黒目橋調節池の排水ポンプ等の機械・電気施設の更新工事を実施する。

台風時の増水等により護岸崩壊等があった際は、復旧工事を実施する。

(2) 河川維持

各河川の堤防、護岸、転落防止柵などに生じた損傷箇所の補修工事、河川環境を良好に保つため河川敷地の除草、河道清掃等を適宜実施する。

また、空堀川及び残堀川において管理用通路の維持更新工事を実施している。

(3) 河川しゅんせつ

河床に土砂が著しく堆積し、治水上支障が生じている箇所を適宜しゅんせつする。

また、金山調節池において、池内に堆積した土砂のしゅんせつ工事を平成 28、30 年度

に実施している。

(4) 河川環境整備

空堀川において、管理用通路の緑化整備工事を実施している。

(5) 水 防

管内河川では、空堀川、奈良橋川や柳瀬川などに未整備の箇所が残っており、集中豪雨や台風時に氾濫による水害の恐れがある。

このため、年度当初に所内の水防態勢を整えるとともに、5月には水防管理団体（管内10市）や警察、消防、自衛隊などの水防関係機関を対象に北多摩北部地域水防連絡会を開催し、水防上注意を要する箇所の確認や情報伝達経路の周知を図っている。

また、緊急時の排水活動に対応するため、事務所単独及び多摩地区4事務所合同による排水ポンプ車操作訓練を行い、操作の更なる習熟を図るとともに、初動対応の迅速化に努めている。

なお、水防関係機関や都民に情報を提供する東京都水防災総合情報システム（建設局河川部）が運用されており、雨量や河川水位などに関する情報を4言語にて、インターネットでパソコンやスマホ等により都民にリアルタイムで提供している。



柳瀬川・境橋下流（平成28年8月22日増水時）



北多摩北部地域水防連絡会



多摩4事務所合同・排水ポンプ車操作訓練

5 市民との協働

(1) 河川清掃、川まつり

河川に対する関心や愛護意識が高まる中、当所では、NPO法人、市民団体等と協働して河川清掃、川まつり等の活動に取り組んでいる。



空堀川クリーンアップ(東大和市)



空堀川クリーンアップ(東村山市)



空堀川・川まつり(東村山市)



自然大好き「金山調節池」
(柳瀬川、清瀬市)



きよせ環境・川まつり
(柳瀬川、清瀬市)



わくわく川掃除&川あそび
(黒目川、東久留米市)

(2) 柳瀬川・空堀川流域連絡会

流域連絡会は、流域の住民や市民団体、河川管理者などが河川に関する情報や意見交換を行い、協働・連携して地域に親しまれる川づくりを進めることを目的としている。

柳瀬川・空堀川流域連絡会は、平成11年11月に発足、これまで20年間にわたり意見交換や現場見学等を行っている。

平成28年3月から、都民委員・団体委員14名、行政委員12名で構成される「第8期」において、全体での現地視察会や意見交換の他、任期途中からは地域別の3グループに分かれて意見交換を行った。また、平成30年11月から第9期に移行し、地域別の3グループそれぞれのメインテーマを定め、意見交換を行う。

今後とも、地域に親しまれる自然豊かな川づくりに向け、市民と行政が情報や問題意識を共有し、良好なパートナーシップのもと活動を続けていく。



全体会の様子



現地視察会(柳瀬川・清瀬市)

IV 事業用地管理事務

道路、河川の事業予定地及び事業残地並びに廃道敷及び廃川敷地等の管理については、公有財産関係規程に準拠するほか、建設局所管公有財産管理要綱に基づき事務処理を行い、不法占拠やゴミの投棄のないように適正な管理に努めている。

なお、道路、河川の事業用地や残地等のうち、当面、工事開始時までには相当な期間を要する箇所については、地元市などと連携し駐輪場等に活用することとしている。

また、道路、河川に関する未利用地については、都民の視点に立った活用の検討を進めている。

V その他の事業

1 市町村土木補助事業

市町村道は、国道や都道と一体になって道路網を形成し、安全な生活道路づくりを通じて良好な生活環境を創出する役割を担っている。

本事業は、国道、都道に比べて整備の遅れた市町村道や、交通安全施設等の整備に対し、都が財政的・技術的支援を行い、整備促進を図り市町村のまちづくりに寄与するものである。

表－19 市町村土木補助事業（道路事業）

種 別 市 名	路 線 件 数		補 助 金 額（内 定）	
	令和元年度 （当初）	平成30年度	令和元年度 （当初）	平成30年度 （最終）
① 立 川 市	6	6	144,790 ^{千円}	237,635 ^{千円}
② 昭 島 市	1	1	4,650	2,250
③ 小 平 市	9	9	140,400	17,095
④ 東 村 山 市	4	7	55,900	42,125
⑤ 国 分 寺 市	4	1	277,600	7,200
⑥ 国 立 市	10	10	181,706	236,533
⑦ 東 大 和 市	2	2	9,420	15,590
⑧ 清 瀬 市	6	7	41,510	78,603
⑨ 東久留米市	12	12	65,219	175,060
⑩ 武蔵村山市	2	2	84,699	75,786
計（10市）	56	57	1,005,894	887,877

2 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

地域のまちづくりや公共施設への連絡など、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、地元市からの整備要望が強い路線について、都と市が連携・協力して事業を行っている。

現在事業中（予定含む）の箇所は、表-20のとおりである。

表-20 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業箇所

平成31年4月1日現在

	路線名	箇所	延長	事業期間	
東村山市	東村山3・4・5号線	恩多町5丁目～ 恩多町1丁目	640	29～38	※
東久留米市	東村山3・4・5号線	柳窪1丁目～ 柳窪5丁目	280	29～38	※
小平市	小平3・3・3号線	小川町2丁目	440	29～38	
東村山市	東村山3・4・5号線	久米川町3丁目～ 恩多町3丁目	560	29～38	
東村山市	東村山3・4・10号線	野口町1丁目～ 野口町4丁目	390	29～38	
東村山市	東村山3・4・31号線	野口町4丁目	160	29～38	
武蔵村山市	立川3・4・39号線	学園1丁目～ 榎3丁目	400	29～38	

※ 新みちづくり・まちづくりパートナー事業からの継続箇所

3 道路愛護活動

当所では、都民との協働による道路の維持管理について、従来から協定・覚書の締結による活動の支援や美化推進協力員制度を活用した取り組みを進めてきた。

特に、平成15年度からは、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間の創出を目指すことを目的に「東京ふれあいロード・プログラム」として制度化し、積極的に都民協働の支援を進めている。

本年度の主な活動団体と取り組みは以下のとおりである。

「東京ふれあいロード・プログラム」の活動団体（9団体）

① 国際文化理容美容専門学校国分寺校

国際文化理容美容専門学校国分寺校の生徒・教師が、週1回ほど、立川国分寺線（第145号）・約75mの歩道の清掃活動を行っている。

② 警視庁立川警察署少年柔剣道部

少年柔剣道部の小中学生が稽古の合間に活動している。道路の清掃活動や、花苗の植え付け、水撒きなどで、月に1回ほどの活動を行っている。活動場所は立川昭島線（第153号）10mほどである。

③ ベアーの会

地元有志の団体である。平成15年から、八王子武蔵村山線（第59号）の南は多摩大橋付近から北は中神駅付近まで約2,000mを、概ね月1回道路清掃や道路脇に花の植栽等を行っている。活動当初、捨て看板等が氾濫し新設道路の景観が損なわれたことから、道路の安全と美観維持のため活動し現在に至っている。

④ 第一学院高等学校立川キャンパス

授業の一環として、立川所沢線（第16号）・約100mにおいて、概ね月2回の歩道清掃活動を行っている。

⑤ 秋田緑花農園癒しの道ボランティア部

地元有志の団体である。平成28年から、新宿青梅線（第5号）・約250mの植栽帯において、概ね週1回の除草・清掃や通年を通して土壌改良を行っている。

⑥ 花と緑と共生会

地元有志の団体である。平成30年から、所沢府中線（第17号）・約26mの植栽帯において、概ね週2回の除草・清掃や通年を通して緑化活動を行っている。

⑦ 内藤・日吉地域連合防災会

地元小学校の児童・保護者で構成する団体である。平成30年から、所沢府中線（第17号）・約26mの植栽帯において、概ね月1回の除草・清掃や通年を通して緑化活動を行っている。

⑧ 国分寺地域猫の会

地元有志の団体である。平成30年から、所沢府中線（第17号）・約16mの植栽帯において、概ね週2回の除草・清掃や通年を通して緑化活動を行っている。

⑨ クリーン・2020

地元有志の団体である。平成31年から、中神停車場線（第152号）・約400mの歩道において、概ね月1回の清掃活動を行っている。

※ 「東京ふれあいロード・プログラム」とは、東京都と地域住民・団体等との協働により道路の清掃や植栽の手入れなど道路の維持管理を行うことによって、道路美化を推進し、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間の創出を目的とした制度。



ミライトワ
MIRAITOWA

ソメイティ
SOMEITY

© Tokyo 2020



東京都